

令和元年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和元年 6 月 1 9 日
- ・ 開 会 令和元年 6 月 1 9 日
- ・ 閉 会 令和元年 6 月 2 0 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博	
2 番	三	條	幸	夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史	隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕	之	11 番	松	田	信	行
5 番	原	本	哲	己	12 番	近	藤	哲	雄
6 番	沢	出	好	雄					

2 不応招議員は次のとおりである。

10 番 深 川 昇

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

- 5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長、副町長、総合支所長、会計管理者、総務課長、総務課参事、総務課参事、住民課長、福祉課長、福祉課参事、産業課長、産業課参事、建設課長、建設課参事、地域振興課長、住民福祉課長、総務課主査、生涯学習課長、生涯学習課参事、高校・認定こども園推進室参事、高校・認定こども園推進室参事、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長

- 6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

- 7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和元年第2回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和元年6月19日（水） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	鈴木章夫
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	高校・認定こども園推進室参事	村山修
生涯学習課参事	田端久剛	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井上透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 菊地教男 事務局主幹 田中学

以上のとおり報告する。

令和元年6月19日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《令和元年5月27日～6月19日》

- | | |
|-------|---|
| 5月27日 | 第2回議員協議会 |
| 28日 | 町村議会議長・副議長研修会（東京都） |
| 30日 | 女満別空港整備・利用促進協議会総会（網走市）
オホーツク圏活性化期成会定期総会（網走市）
オホーツク圏活性化期成会第8回石北本線部会（網走市）
そらっきーポイント会通常総会 |
| 6月1日 | 女満別小学校運動会、東藻琴小学校運動会 |
| 6日 | 第3回総務厚生・第4回産業建設文教合同常任委員会
第3回総務厚生常任委員会
第4回産業建設文教常任委員会 |
| 7日 | 美幌地方自衛隊協力会総会 |
| 9日 | 藻琴山山開き
女満別消防演習 |
| 11日 | 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市） |
| 13日 | 第4回議会運営委員会 |
| 15日 | 東藻琴幼稚園・保育園運動会 |
| 19日 | 令和元年第2回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、開議宣言

◇議長 おはようございます。ただいまから、令和元年第 2 回大空町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の氏名

◇議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、8 番、齋藤宏司議員及び 9 番、松岡克美議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇議会運営委員会委員長 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 6 月 13 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会等について協議いたしました。

本定例会では、一般質問者が 4 名、町長から提出されております案件が 16 件であります。このほか、議会提出案件も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 6 月 19 日に開会し、6 月 20 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

◇議長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 6 月 20 日までの 2 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 20 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。10 番、深川昇議員から欠席の旨、

届け出があります。

本日の会議に説明のため出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。山下町長。

◇町 長 おはようございます。令和元年第2回大空町議会定例会の行政報告を行います。

3月20日、農業再生協議会水田部会を開催いたしました。平成30年経営所得安定対策交付金の説明、また、平成31年度産、米の生産配分方針について説明を申し上げたところであります。併せて産地交付金の内容について決定をしたところでございます。

3月25日、オホーツク圏活性化期成会上川地方総合開発期成会石北本線合同会議が北見市で開催され、出席いたしました。この中で石北線における新たな事業計画案が示され、了承したところでございます。

3月28日は、女満別空港整備利用促進協議会といたしまして、航空会社の要請活動に大阪府に出向きました。この中で、ピーチアビエーションに対しまして、網走市、北見市、美幌町、オホーツク総合振興局とともに女満別空港への就航を強く要請したところでございます。

4月22日、交通安全・社会を明るくする運動実行委員会を開催いたしました。今年度は7月2日、東藻琴において大会を開催することを決定いたしました。併せて標語の募集要領などを決定したところでございます。

4月23日、交通安全防犯推進委員会総会を開催いたしました。今年度は網走警察署、高橋刑事課長に御出席をいただきました。網走市における暴力団の解散に伴い、別の組織の介入などが取り沙汰されており、注意が必要とのお話をいただいたところであります。地域における安全を担う今年度の活動について説明をいたしました。

5月13日、国民健康保険運営協議会を開催いたしました。今年度は保険税率の資産割の廃止、その他については据え置き、また、限度額については3万円を引き上げることについて御答申をいただきました。

5月14日は、オホーツク町村会役員会及び臨時総会が網走市で開催され、出

席いたしました。役員改選を行いました。現役員の再任とともに、新たに佐々木遠軽町長を監事に選任いたしました。さらに、令和２年度採用職員の試験を９月２２日に実施することを決定したところでございます。

同日、北海道国民健康保険団体連合会オホーツク地方支部定期総会も開催されました。役員改選を行いまして、新たに支部長に馬場斜里町長を選出し、決算の認定、事業計画、予算を決定いたしました。

５月１６日には、道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会並びに要請活動のため上京いたしました。総会、大会の終了後、北海道の関係者とともに北海道選出国會議員、国土交通省道路局、北海道局に対し、北海道の道路整備促進を要請したところでございます。

５月２１日には、全国高速道路建設協議会総会及び要請活動のために再び上京いたしております。総会の終了後、道内高速道路の整備促進について、国土交通省、財務省、北海道選出国會議員などに要請を行ったところでございます。

翌日、札幌へ戻りまして、北海道道路整備促進協会通常総会に出席をいたしました。本総会において、本年の１０月２８日、東京におきまして、北海道が中心となった安全・安心の道づくりを求める大会を開催することを決定したところでございます。

５月２３日から２４日にかけて、札幌に出向いております。各種総会などが開催されております。一つ目といたしまして、北海道町村立高等学校自治体連絡協議会総会でございます。参加をいたしまして、各地域における取り組み状況などの情報交換を行うとともに、先進地視察などについて今後検討していくことで一致いたしました。

また同日、北海道酪農振興町村長会議総会が開催され、出席いたしました。役員改選のほか、本年は１１月２６日に中央において要請活動を行うことを決定したところでございます。

さらに同日、北海道町村会定期総会が開催をされ、出席いたしました。今年度は役員改選が行われました。私は２年間の監事を退任させていただいたところであります。大会では、昨年１年間で新たに２１名の町村長が誕生し、御挨拶がございました。現在、北海道内における１期、２期目の町村長が８６人と５割を超えておりまして、世代交代が進んでいる状況が報告されております。

５月２４日は、情報通信基盤整備に係る意見交換のために、さらに札幌に滞在をいたしました。ＮＴＴ東日本に対して、民設民営方式の補助事業で取り組みたい旨の説明をすると同時に事業者負担についても要請をしたところでございます。

５月２７日は、農業再生協議会通常総会を開催いたしました。平成３０年度の決算、令和元年度予算を決定いたしました。併せてビーンズファクトリーの稼働状況の説明、さらには町が進めます農業農村整備事業など町の農業関係予算について説明を申し上げました。

５月２９日は、空港経営改革に関する北海道知事要望に札幌へ出向いたところでございます。鈴木北海道知事と面談し、女満別空港ビル株式の売却益の地元へ

の活用施策、制度化について要請をしたところでございます。

5月30日には、網走市において各種会議が開催されております。一つ目は、オホーツク圏活性化期成会役員会及び定期総会でございます。総会においては会長に辻北見市長を再任いたしました。また、夏季中央要請や秋季北海道要望などの事業計画が承認されたところでございます。

さらにオホーツク圏活性化期成会の石北本線部会も開催されました。各線区ごとの支援額が示され、全体として了承したところでございます。第2回北海道議会定例会に関連する補正予算が提案されるとの説明があったところでございます。

同日、女満別空港線整備・利用促進協議会総会を開催させていただきました。決算、予算、事業計画を決定したほか、民間委託に伴う協議会の設置、これらを本年度かけて検討していくこととしたところでございます。

同日、女満別空港国際チャーター便誘致協議会総会も開催されました。本年度をもって発展的に解散をする方向ということが示されたところでございます。

さらにオホーツクイメージ戦略推進委員会も開催されました。前年度に引き続き、ロコ・ソラーレを大使として、オホーツクの発信を行っていくことを承認したところでございます。

6月6日は、三町農業推進協議会総会が美幌町において開催されました。平成30年度事業報告、令和元年度事業計画を決定いたしました。普及センターから三町における取り組み事例などについて説明を受けたところでございます。

6月7日は、青少年問題協議会を開催いたしました。網走警察署、川又生活安全課長から最近の青少年を取り巻く情勢について御報告をいただくと同時に、町内における子どもたちの状況について報告を申し上げ、委員の方々と意見交換を行ったところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。7番、品田好博議員。

◇品田議員 おはようございます。

令和元年第2回定例会において、一般質問をさせていただきます。通告に従いながら進めたいと思います。

1番目、高齢者のごみ出し支援について。

高齢化が進む中、病気や身体の衰えによって、自力でのごみ出しが困難な高齢者が増えているとのこととあります。高齢者人口の増加に伴って、高齢者の単身世帯も増える現状が浮き彫りになってきました。2040年には、65歳以上の世帯は全世帯の44.2%を占めるようになり、このうち単身者世帯は40年には40%近くなると推計されております。高齢者が最も多くなり、夫婦のみの世帯より10ポイントも上回ると予想されております。

こうした中、環境省は自治体などが、ごみ出し支援制度の拡充に乗り出すようその方針を決めたとの報道がありました。当町にも支援状況の調査があったと思いますが、私たちの町の高齢者の現況について、環境省の調査にどのようにお答えになったのか。

また、この事業の必要性について、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

2 番目でございます。眺湖台の定住団地の環境整備について。

眺湖台のある家屋の環境が著しく悪いと苦情が相次いでおります。このような状況になった経緯は分かりませんが、随分長い間、放置されていると考えております。この状況を把握しておられるのでしょうか。解決策は講じているのでしょうか。近隣の方にとっては、大変悩ましい問題となっております。

この問題の手だてのあり方について、町長は、どのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

以上、2 点にわたり質問をさせていただきました。よろしく御答弁お願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の御質問に御答弁を申し上げます。

1 点目でございます。近年、ごみ出しが困難になられた高齢者の支援が全国的な課題となっております。平成 27 年の調査によりますと、高齢者のごみ出し支援制度がある自治体は 23%、本年の調査でも同じ結果となっております。ごみ出しが困難な高齢者が多くいるとの回答も 53%。今後、増えていくと予想しているところが 87%に達しております。また自治体の規模が小さいほど、その制度の導入率が低いという実態も明らかになっております。

本町における高齢化率さらには高齢者の現状、そしてお尋ねにありました、本年度ありました調査の回答内容については、後ほど担当から御説明をさせていただきますと存じます。

こういった高齢者に対するごみ出し支援の必要性については、認識をしておりますけれども、具体的な検討にはまだ至ってございません。現況や原因、また、町民の方々の意向を把握し、そして先進事例も調査して、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に御指摘をいただきました眺湖台団地の関係でございます。議員から御指摘いただきました家屋や家屋の周辺の状況は、町としても把握している状況にございます。また、町政懇談会などでも何とかしてほしいとのお話を伺っております。

所有者の方、お住まいの方は、その他の件でも町との間に課題がございまして、面談をして解決の糸口を見出していかなければならないわけでございますが、お逢い出来ていない状況にございます。

町では、廃棄物の処理及び清掃に関する条例というものを持ってございまして、土地や建物の占有者が清潔を保たなかったり、地域の生活環境を阻害するなど、適正に管理されていない場合は、必要な措置を講ずるよう指導、勧告することが

できるとされております。

しかしながら、今回の案件につきましては、十分対応ができておりませんでした。お詫びを申し上げたいと思います。今回の案件につきましては、町の喫緊の課題と捉えまして、しっかりと法令や条例に基づき粛々と手続をしていく、そういったことを積み重ねていくことが大切だと思っております。今後厳正に対処する中で解決に向けて努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

◇議長 鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 私から大空町における高齢者数の現状と今後の見込みについて御説明を申し上げます。

令和元年5月31日現在での住民基本台帳における大空町の人口は7,150人、このうち統計上、高齢者として区分されます65歳以上の人口は2,535人で、65歳以上高齢化率は35.45%となっております。さらに区分をいたしまして、後期高齢者となります75歳以上の人口は1,356人で、75歳以上高齢化率は18.97%となっております。5年前の平成26年5月31日現在では、住民基本台帳における人口は7,765人、このうち65歳以上の人口が2,432人、65歳以上高齢化率は31.32%でございました。75歳以上の人口を見ますと1,379人、75歳以上高齢化率は17.76%となっておりますので、この5年間にしまして人口は615人減少している中、65歳以上人口は103人増加し、65歳以上高齢化率は約4ポイント増加しております。75歳以上人口につきましては、23人減少しておりますが、75歳以上の高齢化率は約1ポイント増加しております。

今後、本町の高齢化がどのように推移していくかについてですが、平成27年10月に策定をしました大空町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の中で、国立社会保障・人口問題研究所の推計及び当推計に準拠しまして、まち・ひと・しごと創生本部が推計をしました本町の将来人口が掲載されております。年々人口が減少していく中にありましても、65歳以上の高齢者が増加をいたしまして、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には人口6,575人、このうち65歳以上の人口が2,595人、65歳以上高齢化率が39.47%となると見込まれております。現状と比較しまして、人口がさらに575人減少する中、65歳以上人口は60人増加し、65歳以上高齢化率も約4ポイント増加することになります。ここでは75歳以上の年齢区分については明らかにされておきませんが、人口推計の傾向から75歳以上高齢化率は現在の18.97%からさらに上昇しまして、2割を超えるのではないかと推測されるところでございます。

また、高齢者の現状としまして別に把握しております見守りネットという事業がありますけれども、そちらの状況について御説明します。見守りネット事業につきましては、65歳以上の高齢者世帯、単身世帯宅へふれあい訪問員が訪問を行い、日々の暮らしでの困り事や健康状態の把握などを行っております。今年度、見守りネットの対象となっている方は817世帯、1,219人となっております。

して、その内、単身高齢者の方は361人となっております。さらに、75歳以上の方でまいりますと591人、うち単身の方が202人いらっしゃいます。訪問の方法につきましては、一次訪問として対象者全てを一度訪問し、その結果により訪問頻度等を決めて再訪問を行っているということでございます。人口の状況につきましての説明は以上でございます。

◇議 長 田中住民課長。

◇住民課長 私からは、本年1月に環境省が実施いたしました、高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査に対する本町の回答内容について、御説明申し上げます。

調査の対象は、全国の地方公共団体1,741団体でございます。調査項目は問1から問6までのアンケート調査方式となっております。

問1は、ごみの収集運搬形態についての問いで、委託方式と回答しております。

問2は、ごみの収集方式についての問いで、各戸収集とステーション収集の併用と回答しております。

問3からが高齢者を対象としたごみ出し支援の状況に関するもので、問3は①今現在、ごみ出しに困難を抱える高齢者がいるか。②今後、高齢化によりごみ出しが困難な住民が増えるか。③ごみ出しが困難な高齢者への支援は、自治体に取り組むべき課題であるか。④ごみ出しが困難な高齢者への支援は、優先順位の高い課題であるかの4点で、いずれもそう思うと回答しております。

問4は、高齢者を対象としたごみ出し支援を行っているかとの問いで、行っていないと回答しております。

問5は、高齢者を対象としたごみ出し支援制度の導入を検討したかとの問いで、検討していないと回答し、その理由といたしまして、ごみステーションの設置場所の移動や新設、介護ヘルパー等により対応していると回答しているところでございます。

最後の問6は、ごみ出し支援制度を導入する場合の課題はとの問いで、予算、人員や受託事業者の確保、福祉部門との連携などが課題となりそうであると回答しているところでございます。以上、私から御説明とさせていただきます。

◇議 長 7番、品田議員。

◇品田議員 はい、7番。今、御答弁と御説明ありました。中央の都市においては、高齢化の上昇というのは高いものがありますけども、地方はまだまだという感じがしているわけですが、これからどんどん人口が減ることによって、人口減少率が多くなりますから、高齢化率が一気に上がってくるという可能性があると思います。

私は、この問題を初めて見たとき、ほとんど近隣に先進地たるものがないだろうなというふうな予想をしていたんですけども、調べてみたら、1番近くの網走市が、もう平成22年度から実施をしているということに、ちょっとびっくりしました。というのは網走は分別やなんかも遅かったですから、丁度その頃だったと思いますが、同時にこういうことをやっているということ、やっぱ先進地だ

など、先駆的な取り組みだったなというふうな考え方をしています。

政策というのは、そういう意味で本当に先駆性というのは大事なことだろうと。それがやがて世の中のリーダーシップをとっていくというふうに政策においては思っております。

網走市においては、高齢者の支援事業が10年経ったと今言いましたけども、利用世帯は増加傾向にあり、今後さらに増えていくだろうと、ニーズが増してくだろうというふうに予想しているようでございます。29年度は、ほぼ120世帯、30年度も多分そういうことだろうということです。当初予算は、本年度740万円程度計上されているようでございます。ごみ出しの代行、この主たるものは、網走市シルバー人材センターに委託をされているということでありまして、今後の課題においては、今、課長さんが言ったとおり、いろんな各団体、町内会等とも共同してやっていかなければならないでないかというようなことが課題であると、人材ですね。そういうふうなことを言っておりますけれども。

町長、この話を聞いて、政策の先駆性ということは、上から指示が来たり、ガイドラインを提供されたり、そういったことを待つということなくて、やっぱり一歩、せめて一歩早目に予想を立てていくということが1番肝要なことではないかと思っておりますけど、その辺についてどのようにお考えですか。必要性についても認めておられますけども、私も今すぐということの対象はない、そんなにはないだろうと思っておりますけども、これから20年後、大きなスパンで考えられると思しますので、ひとつその辺をお聞かせください。

◇議 長 町長。

◇町 長 網走市の例について御指摘をいただきました。私どもが調査をさせていただきました内容と同じこととございました。今、議員が御指摘のと通りの事業について推進をしており、課題もあるというようなことを私どもも受けとめてございます。

いろんな政策を推進していく中であって、必要なことというのは、その先見性、先駆性ということもあると思いますし、一方で、その時点でどれだけのニーズがあるかということとを計ることということも必要だなと思ってございます。

この問題については、今時点ではそれほど多くの課題と必要性ということには至っておりませんが、これらを進めていくためには、かなり綿密な計画と言いましょか、考え方を持って進めなければならないと思っております。例えば網走と同じように、シルバー人材センターのようなところ、もしくは収集事業者などにこういったことをもう少し細かく配慮して収集活動を行っていくというような、そういうことを一つは考えなければならないのではないかと。そうしますと当然個別収集に舵を切っていくというようなことも想定されるように考えます。そうしたらどうなるか、経費も多分掛かってくると、その経費を例えばどのように負担をしていくのかというようなことにもなってくるのではないかと、そのように思います。そうしますと今日思い立ってすぐ明日から実行できるようなものではないというふうに考えますと、先は少しあるかもしれませんが、今のう

ちから、これは検討していかなければならない課題ではないかと、そのように受けとめているところでございます。

まだ、先ほど言いましたように十分な検討に至っておりませんが、本年度、ごみ収集処理に係る料金体系などについても議論をスタートさせたいということをお願いしてまいりましたので、そういった中で、この収集の仕組みのあり方、そういったものも併せて検討するようにしてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 7番、品田議員。

◇品田議員 先ほど来、聞いておりました。十分理解されているようでありますけれども、緊急性はそんなに高いものはないと思いますけれども、理解されているというふうに感じましたので、1番の問題はこれにて終了いたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 今後検討を進めてまいりますので、また議員の立場から御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 7番、品田議員。

◇品田議員 7番。2番目の問題でございすけども、私は議員に立った時に一番先に正直言って、このことについてお宅を回ったら、何とかしてくれと言うのもありました。私の迂闊さで20何年も経ってしまっているような現状でございまして、多分、眺湖台は56年から57年だと思います、団地施工なされたのはですね。それから、どんな経緯なのか、私記憶に全然ないですけども、議員になりまして回りまして、苦情を聞いてから本当に永い間かかったな、一体我々の仕事は何なのかなと。議員はどうしたらいいのかなと。悩んだ一つの項目でございす。私も最後に近くなっていますので、最後ぐらいはきちっと自分が与えられた仕事、困難な状況に達している住民の皆さん方の嘆きを考えたときに、思い立って質問させていただきました。

そのとき私ができたことは、担当課長さんにプライベートな問題もあり、いろいろ難しい面もあるけれども、何かできることはないのかということをお願いしてですね、いわゆるヤブ笹がものすごく生えている庭なんですね。それが側溝帯まで、あそこは歩道ありませんので、側溝帯までアスファルトも舗装していませんから、側溝帯が。根を張って歩道に出てきているんですね、歩道帯まで。それもそのままだったのです、当時。今、この席に現課長さんおられますけども、頼むからね、あれは町有地だから、あそこだけは綺麗にしてくれと。そうすることによって、もしかしたら気がついてくれるかもしれない。余計なところは切らなくてもいいけども、町有地の管理のするところだけは綺麗にしてくれよと、一緒になって汚いから町有地のところもぶん投げておく、これはまずいんじゃないかと言って、あそこを削ったことがあります。その後、誰がやっているか分かりませんが、道路管理を調べたらやっております。住民が一回綺麗にしてくれているから小まめにやってくれているんだろうなと、このように思います。ただし根本的な解決にいまだかつてなっていないのは残念ですけども。

ここで質問なんですけども、一体、当事者と接点を持ったのか。私は持ってないんじゃないかなと。今、町長さん、町民ふれあいトークでもあったと。私はその頃が最後の悲鳴だったと思うんですけど、この頃は町内では町民ふれあいトークが少なくなってきましたから、なかなか継続しては出てきてないと思いますけども、その時点で何ができたんじゃないかなと。やっぱり接点を持って、そして協力してあげるとか、困っているなというところがあればですね、一旦ごみをですね、まず、すごいですから、それを出して1回投げてやると。それでもう一度やるってなったらいろんな手当てをしなきゃならないと思いますけども、1回綺麗にしてやるということがですね、やっぱり近隣の町民の皆さん方も、行政の力というものの、やり方っていうものが良く分かってですね、大げさにしないで、まず処分からやってあげると。そういうことで、本当に長い間苦しんだと思います。私も10数回では効きませんから。あそこ歩く度に何とかしてくれ何とかしてくれと。僕は正直逃げるようにしていました。今考えればバカなことをしたなと、早いうちに一般質問した方が良かったなと思いますけども、なかなかナイーブな問題でしたから、私は話題に上げてきませんでしたけども、ここへ来たら最後だなと私は思い込んだ次第でございます。町長はその辺どのように、町長も気がついてから何年も経っているという認識はあると思いますけど、どのように御認識かお聞かせ下さい。

◇議 長 町長。

◇町 長 今まで解決に向けて具体的な策を講じてこれなかったことに対し、大変心苦しく思っておりますし、反省をいたしているところでございます。こういった状況については、現在までの状況とは言いませんけれども、過去からずっと積み重ねて、一夜にしてなったわけではなくて、何年もの間に積み重なって今のような状況になってしまった。遅くなればなるほど、また、その対応策というのは難しくなるということで大きな事例だなと思って、改めて反省をしているところでございます。

私が町長になる前から、そういうようなお話というのは私自身、個人としての耳にも入っていたやに思っております。先ほど申しましたとおり、当該町民の方につきましては、いろんな課題がございまして、町の担当課、いろいろな担当課が接点を持つべく訪問をしたりしているところでございますが、正直なかなか会えない状況が続いていることもございます。

そんな中で具体的な対応策というものに踏み込めてこなかったわけですが、そう言われていた状況ではないということを感じてございます。例えばその住宅周り、住宅、それからその周辺の環境のこと。さらには空き家となってしまうような状況での環境のこと。そんな中で町民の方々からいろいろな苦情と言いましょうか、御要望をいただくこともございます。そんな中で、去年は空き家等の特別措置法に基づいて、危険家屋を行政代執行により解体撤去したと。ここも何年か掛かりましたけども一つ解決に向けて進み始めました。その他、土地所有者と廃屋となった住宅所有者が異なっている。しかしなかなか資力がなく

て解体ができないというような中で、町の職員が土地所有者、住宅所有者の間に入って調整をしながら仲介をして、結果的に町の補助事業によって、解体を進めたというような事例も一昨年ございました。

さらに私の地域でございますけれども、住宅の中、周辺にごみが散乱をしていて、大家の方と大変な揉め事になっていたと。私ども町の職員もそこに一緒に入らせていただきながら、そして解決に導いてきたというような事例もございました。こうやって考えますと、その時々できること、また、法令やその条例に基づく手続きというものをしっかりと積み重ねていかなければ解決に至らないというのが、これらからの学び得るところでございます。

今回の案件につきましても、町の喫緊の課題と捉えまして、できること、また法令に沿って手続き等を積み重ねていかなければならないもの、そういうものをしっかりと積み重ねながら解決に向けて努力をしてまいりたいと考えているところでございます。私も思いといたしまして、議員と同じ思いを持っておりますので、職員ともどもこの問題に当たってまいりたいと、そのように考えるところでございます。

◇議長 7番、品田委員。

◇品田議員 1番と同じように大変町長さんには御理解をいただいた答弁をいただいております。一生懸命やってもなかなかうまくいかないこともあろうと思います。でもその間、長いスパンをかかった場合はまた違うだろうなど。人によると怒り浸透に達するという言葉ありますけども、やっぱり長過ぎると逆に信頼を失う、いわゆる行政の信頼を失うということになりかねない事例の一つだなど。早いうちであれば、もうちょっと何とかなったんだろうと。

一つとして、先ほども言いましたけども、まず、当事者に会うということ。分からないというか、会えないと言うけども、そんなに会おうとしてなかったからじゃないかなと。網走にいらっしゃるというふうに聞いたりもしていますけれども、固定資産税も納めているし、そうなれば連絡場所も分かるだろうし、書面でもできるわけですから、住所も分かるわけですから、やっぱりその辺のことですね、しっかりとやっぱり考えてですね、駒を動かしていただきたいなど。まず1回お会いしてですね、ご事情聞いてですね、拒否なさればこれまた別の問題ですけども、私はそんなに拒否はしないんじゃないかなと。というのはですね、私、正直言ってその人と1回はお会いしているんです。路上にいまして、車の中に暖房をつけてそこに座っていて出てきたんですけども、何か相談することございませんかと言ったら何もないと。そこで仕方ないから、そのことを言いましたら、私は誰にも迷惑をかけていないと思う。こういう御発言がありました。やはり誤解だろうなど。認識の違いだろうなど。早いうちにやれば、自分がどういうことをしているのか理解してくれると思いますけれども。十何年も20年も経ってから、直せませんよね。もう自分でもどうしていいか分かんないのでないだろうか。そういう意味では手を差し伸べてあげればですね、意外や理解をしてくれんじゃないかな。そこで費用の要求をすればまた別ですけども。そうでない限りは、1回、

回りの住民の人も考えてですね、1回綺麗にする。それからどう出てくるのか。また、その物事はですね、いろいろ相談に乗ってやらなきゃならないと思いますけども、もはや誰も入らないで30年近く経っている家屋です。果たして貸せるかどうか分からない。大変難題の問題だと思います。それはまた別問題として、今、この現実の問題として解決することを取りあえず一歩進めもらいたいと思います。答弁で御理解を賜りながら、再質問というのはおかしいと思いますけども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほどいろんな課題がありまして、接触を試みようとしていると担当の職員などに聞きます。当然、電話等というわけにはいきませんので直接出向いて御自宅を訪問するということをさせていただいておりますけれども、職員が近年訪問した中で、すんなりとお会いできるということはなかったようでございます。

また、議論についてもですね、私自身も町長になったすぐに直接町長室でお会いをしたこともあります。またお願いをしたこともあります。状況についてお聞きをしたこともあります。また、それ以前の接していた担当者などからもお話を聞きました。しかし、正直申し上げて、なかなか議論というものは、かみ合いません。また、うちの職員が行ったときに拒否をされる、会わないというようなことも随分とあったようでございます。さらに早いうちから議論といいましょうか、お願いの向き、その対応というのは、なかなか噛み合っていないというふうに私は感じました。私自身もお話をして感じたところでございます。

しかし、そこで諦めたのでは解決に至りませんので、先ほど言いましたようにできることを町として一つ一つやる。そして法令に基づいて、いろんなことを積み上げていく。例えば先ほど言いました住宅と住宅の周辺にごみが散乱していて片づけた方などについてはですね、強制的に裁判によって、裁判所の執行命令に基づいて、ごみの処理を行ったというような事例もございます。そういうことに至るまでには所定の手続きを積み重ねておかねば、裁判所なども認めてくれないのではないかなと、そのように感じるところもあります。

今まではそういう視点でもって取り組んでこられなかったところがあります。そこは大きな反省でありますので、先ほど言ったことをしっかりと積み重ねながら、周辺の皆さんの御迷惑を1日でも早く改善できるような形にするために厳正に取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。手法はいろいろあるかと思いますが、一生懸命努力をしてまいりたいと思います。今後も御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 7番、品田議員。

◇品田議員 大変難しい問題をお掛けしておりますけれども、十分理解できます。

今後とも進めてください。よろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

◇議 長 これにて品田好博議員の一般質問を終了します。ここで10分間休憩

します。

(休憩 午前 10 時 49 分)

(再開 午前 10 時 58 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第5、一般質問を続けます。

次に、3番、上地史隆議員の一般質問を許します。3番、上地議員。

◇上地議員 皆様改めておはようございます。令和元年6月になり、新緑が綺麗な季節を迎えました。ですが、その前には暴風により農作物や漁業資源にも大きな被害が出ました。被害に遭われた方には心よりお見舞いを申し上げます。

それでは通告に従い、一般質問に移らせていただきます。ほかの議員の方と重なる質問がありましたら、お許しいただきたいと思います。

それではまず一つ目の質問です。一つ目の質問、在宅医療介護連携推進事業についてです。在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業として位置づけられ、実施可能な地区町村は平成27年4月から先行的に取り組みを開始し、平成30年4月からは、全ての市区町村において実施することとなっております。事業はアからクの8事業で構成されており、アは、地域の医療と介護資源の把握。イは、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討。ウは、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制。エは、医療・介護関係者の情報共有の支援。オは、在宅医療・介護連携に関する相談支援。カは、医療・介護関係者の研修。キは、地域住民への普及啓発。クは、在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携となっております。

国が実施した在宅医療・介護連携推進事業の実施状況調査によりますと、市町村の取り組み状況には地域により大きなばらつきがあったほか、人口規模の小さい市町村ほど取り組みが遅れている傾向が見られております。また市町村の事業実施数が多い都道府県では、都道府県保健所による市町村支援の割合が高い傾向が見られております。このようなことから、大空町の取り組みの現況はどうなっているのか、町長よりお伺いしたいと思います。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。移住・定住者の住宅対策についてです。少子高齢化が進む北海道において、移住・定住人口の確保は、地域コミュニティを維持し、地域産業を活性化し、また、住民への行政サービスを維持していくためにも重要な課題です。

道内市町村と北海道が移住・定住施策に本格的に取り組む始めてから少しずつではありますが、一定の成果を上げてきております。北海道暮らしフェアの来場者もこれまでの団塊世代中心から30代から40代、さらには20代の参加も見られ、全国的にも都市の若者が農山漁村へ向かう動きも出てきております。

ですが、その一方で、道内のみならず、道外の多くの地域では限界集落など、定住人口の減少により、集落の機能維持が難しくなっている地区が増加をしております。少子化や若年女性人口の都市部への流出によって地域の崩壊につい

ても懸念がされております。

こうした状況に鑑み、移住による定住人口の増加だけではなく、現在地域に居住されている住民の流出を防ぐ定住策も併せて実施しなければなりません。今後、地域社会の維持は一層困難なことになると思われます。大空町においても、移住・定住者の受け入れ体制を整備し、住みやすい環境づくりを図るために平成17年、女満別栄町定住団地6区画、平成27年に女満別昭和定住団地15区画、東藻琴総合支所南側定住団地5区画を造成しました。その後、販売が好調なことで平成31年10月に消費税増税が予定されていることもあり、増税前の駆け込み需要も考えられることから、総合計画を前倒しし、平成30年、女満別地区に新たに10区画が造成されました。両地区ともに定住団地の現況はどうなっているのか、町長よりお聞かせいただきたいと思います。

続けて、子育て世帯の住宅支援について、お聞きします。大空町の住宅に関連する施策ですが、町が分譲する宅地に住宅を新築して、移住・定住をしようとする子育て世代には、いきいき子育て支援事業として建築費用の3分の1、上限200万円を助成しております。それらも含めて、子育て世帯の住宅支援の現況はどうなっているのか、町長よりお伺いしたいと思います。以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員に御答弁を申し上げます。在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする方が、地域で暮らし続けることができるよう在宅医療と介護を提供することが目的となっております。市町村には8つの事業項目に沿って、事業を実施していくことが期待されているところであります。

大空町における取り組み状況について、私から概略を申し上げ、後ほど担当から詳しく申し上げたいと存じます。

1点目の資源の把握でございますが、少ないということもありまして、町内定把握はできていると認識をしてございます。

2点目の対応策の検討につきましては、医師や看護師、ケアマネジャーによる連絡会を現在、月1回のペースで開催をして検討してございます。

3点目の体制の構築でございますが、ここはなかなか十分できているとは言えない状況でございます。

4点目の情報共有の支援といたしまして、入院時の医療機関の求めに応じまして、既存様式などを活用して連絡表を作成して対応しております。

5点目の相談支援でございますが、専門の人員の配置には至っておりません。現在、包括支援センターの職員、保健師でございますけれども、保健師が相談に当たっている状況でございます。

6点目の研修でございますが、平成30年度、担当保健師が参加をしているところでございます。

また、住民の方への啓発についてでございますけれども、せいかつ・あんしんガイドブックでありますとか、町のホームページを活用している状況でございます。

す。

8点目の近隣市町村との連携という点でございますが、網走地域多職種連携チームというものの構成員と私どもの町になっておりまして、その会議に参加をして、各市町村との連携を図っているところでございます。詳しくは後ほど担当から説明を申し上げます。

次に定住・移住に関する団地造成の実績などについて申し上げます。合併前の平成17年7月、女満別町時代でございますが、女満別西3条2丁目に6区画を宅地造成いたしまして、現在4区画の売却となっております。平成27年に女満別公園5丁目に15区画、東藻琴南区に5区画を造成いたしました。これらは、本年1月に全区画が完売となっております。また、女満別地区においては、売却が順調であったことから、平成30年度に造成地西側に12区画を造成し、現在10区画を売却しているところでございます。

また、平成27年度からいきいき子育て住宅支援補助金制度を設けてございます。子どもさんがいる世帯、また夫婦いずれかが40歳未満である世帯が町の分譲宅地を購入し、2年以内に住宅を新築する場合、建設費用の3分の1、そして町内事業者が施工する場合は200万円を限度として、町外事業者の場合は100万円を限度として交付している状況にございます。こちらの実績については、担当者から説明をさせたいと思います。以上、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議長 鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 私から1点目の在宅医療・介護連携事業の8つの事業項目の進捗状況について、御説明を申し上げます。

まず1点目、地域の医療・介護の資源の把握でございます。こちらは地域の病院、歯科診療所、介護事業所等の住所や連絡先、機能等の情報を収集し、リストやマップなどを作成、地域の医療・介護関係者との共有や地域住民への提供を行うことなどが求められておりますが、本町におきましては、そう数多く事業所があるわけではございませんので、日常の情報交換の中で、各関係者とも資源量との情報は把握できるというふうに認識をしているところでございます。

続いて2点目は、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討でございます。こちらは地域の医療・介護関係団体等と現状や課題、対応策、地域で目指す理想像を共有することなどが求められておりますが、本町におきましては、関係する医師や看護師、ケアマネジャー等による連絡会を平成30年度につきましては、月1回程度のペースで開催をしまして、まずはお互いの関係性を深めるということを主眼に進めてきたところでございます。

続いて3点目は、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築です。こちらは在宅医療と在宅介護が夜間、休日、容態急変時の対応と切れ目なく提供される体制の構築が求められており、現在の本町の医療体制においては、簡単なことではないと思われますが、引き続き、関係機関と協議を行っていかねばならない項目であります。

続いて4点目は、医療・介護関係者の情報共有の支援です。こちらは患者や利用者の状態について、医療・介護関係者間で速やかに情報共有を行うために情報共有の方法を検討し、情報共有ツールを作成するということが求められておりますが、現在は高齢者の入院時の医療機関の求めに応じまして、担当するケアマネジャーが参考様式や各事業所等の既存様式などを活用しまして連絡表を作成し、情報共有するなどしているところでございます。

続いて5点目につきましては、在宅医療・介護関係者に関する相談支援です。こちらは、この事業を進めるに当たりまして、関係事業者からの相談を受け付け、その対応の支援を行うことが求められておりまして、医療及び介護の知識や経験を持つものを配置することが望ましいとされておりますが、そのような人員の配置には至っておらず、地域包括支援センターの職員が対応にあたる体制となっているところでございます。

続いて6点目は、医療・介護関係者の研修でございます。こちらは研修などを通じ多職種が共通の課題や困難な状況を理解し、かつ解決のプロセスを共有しながら同じ方向に向かっていく手法を体得したり、それぞれの職種がお互いの分野についての知識を身につけることが求められております。本町では、網走地域多職種連携チームという広域組織が主催する研修会に参加をしております。30年度には人生の最終段階における医療やケアと題した講演会に担当保健師が参加をし、在宅医療や看取りについての考え方や事例について学んできたところであります。

続いて7点目は、地域住民への普及啓発です。こちらは地域住民が在宅医療や介護について理解するための講演会の開催や在宅医療・介護で受けられるサービス内容や利用方法等を載せたパンフレットの作成、ホームページへの掲載などが求められております。本町では、病院や診療所の基本情報、介護保険の制度や仕組み、利用できるサービスの内容や各種支援制度などをせいかつ・あんしんガイドブックやホームページで紹介しております。また、今年度、地域住民を対象とした講演会の開催を予定しているところでございます。

最後の8点目は、在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携です。こちらは共通の情報共有の方法など広域連携が必要な事項につきまして、地域の実情に応じて検討することが求められております。本町では、斜網地区エリアの歯科医師会、ケアマネ連絡協議会、病院などで構成されております網走地域多職種連携チームの構成員となっておりまして、年2回程度開催される会議に参加し、各地域での課題や取り組みについての情報共有を行ったところでございます。以上、本町における8つの事業項目の実施状況の説明とさせていただきます。

◇議 長 塚原総務課参事。

◇総務課参事 私からは、これまでのいきいき子育て住宅支援制度の交付実績について御説明させていただきます。平成28年度につきましては、町内事業者による施工が5件、町外事業者による施工が3件の計8件。平成29年につきましては、町内に事業者4件、町外事業者2件の計6件。平成30年度につきましては、

町内事業者2件の町外事業者0件の計2件。本年度につきましては、本日現在で町内事業者1件の計1件。これまでの合計が計17件。金額にいたしまして2,900万円の補助金を交付させていただいております。なお、制度の施行自体は、平成27年7月31日からでございますが、平成27年度の申請実績はございません。以上です。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 医療・介護連携推進事業について、新たに質問をさせていただきたいなど。実施状況8事業の項目については、町長または参事より実施状況をお聞かせいただきました。その中で改めて質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目であります。医療・介護連携推進事業の取り組みの中に説明もありましたが、地域の医療機関、介護事業所の資源の把握と。その項目の中で地域の医療機関、介護事業所の情報の収集また情報整理し、リストやマップ等の媒体を用いて情報を共有活用するという項目だったと思いますが、その中で、リストは小さな事業所なので把握はできていると説明も受けました。リスト化はできているんだろうなど。ですがマップ等についてはまだできていないのではないかなとそのように感じております。やはり医療・介護事業所の方との情報共有としても、マップとか、そういうものを作成したほうがいいのではないかと。あと地域住民の周知についてもマップ等を用いて、医療、介護事業所の情報機能なども載せてあげると後々の周知にも使えるように思うんですね。そのことについて改めてお聞かせをさせていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 町で作成しております資料というのは、どちらかというと、独りよがりになってしまって、担当者が十分分かっている中で、でき上がっている資料ということが往々にしてあろうかと思います。多分御指摘のことでいいますと、医療施設、介護施設、それぞれリストとしては書かれているのだけれども、ちゃんと丁寧な説明になっているかというところの御指摘かなと、そのように思います。私自身も、こういった医療と介護、言えば別の制度からスタートしているものですから、その縦割りの表現などもあるのではないかと、そのように感じたところもございます。そういった配慮に欠ける部分もあるように感じましたので、御指摘のマップ、またこの必要性も十分理解できますので、今後この点を踏まえまして改善をしてまいりたいと、そのように思います。先ほど言いましたホームページでありますとか、せいかつ・あんしんガイドブック、これの掲載などについても、工夫をさせていただきたいと存じます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 マップの作成等については、町長が言われたように町独自の使いやすいもの作っていただきたいなど。あとは医療、介護関係者の方の意見も反映させていただきたいなど、そのことについてはお願いしたいと思います。

そして、改めて他の項目について、お聞きをしたいと思います。

8事業あるので、何点か似たようなところもあるので、まとめて質問をさせて

いただきますが、その中で、地域住民への普及啓発という項目があります。その中で地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催、または在宅の看取りについての講演会等の開催があります。ですが、現在できていないだろうなど。説明の中で今年検討したいということもありましたが、そのことについてどうお考えなのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 シンポジウムにつきましては、今年度開催を予定してございます。できるだけ多くの方が参加いただけるよう、今考えておりますのは、先ほど御答弁で申し上げました網走地域多職種連携チーム、そういった方々に情報提供しながら、そこと共催するような形の方策も、現在、道を探っているところでございます。そうしますと、そういった方々からの情報発信によりまして、さらに多くの方に参加をいただけるのではないかと、そのように考えているところでございます。

また、関係者の情報共有ということもこれ必要なことだと思っております、町独自の情報を共有する連絡表というものを作成していく、その中で、より多くの関係者の方に、この事業なり、この取り組みの必要性というものも伝わっていけばと思っております。

また看取りの関係でありますけれども、昨年、保健師がそういった関係の研修会にも参加をしてきているということでもあります。本来でありますと、最後を自宅で迎えたいと希望する方が非常に多いのではないかと思いますけれども、現実はいいますと、結果的に病院で最期を迎える方の数の方が圧倒的に多いというのが実態ではないかと思います。在宅での医療でありますとか介護、さらには看取りを進めるということであればですね、当然、ご家族の理解、また医療機関の理解や取り組みといったものが不可欠というように思っております。現在町内の医療機関では、急性期病床でありますとか、療養型病床の確保、さらには地域に根差した診療に務めていただいております。さらに訪問診療や往診にも取り組んでくださっている現状もございます。

ただ在宅医療に全てを一気に舵を切るということはなかなか難しいことではないかと思っております。そんな中で、地域の医療機関や介護の機関と今後も協力しながら、どういう形ができれば、そういうところに大勢の皆さんの希望に沿うのかということを検討しながら協力して進めてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 他の項目について改めてお聞きしたいと思います。研修については、町長より網走地域多職種連携チームの方で在宅の看取りについてなどの研修も保健師の方が受けているということでありました。その中で改めてお聞きしたいと思うんですが、地域の関係者の関係構築、人材育成の中の一つの項目で介護職を対象とした医療関連の研修を行うということがあります。その点については今回の説明ではまだできていないように、そのように感じております。

確かに広域の研修でせっき保健師の方が勉強して学んでくると。ですがそれが周りに広がらなければ、さっき言った在宅の体制、医療・介護の連携についても、もう少し進めていくには必要ではないかなと。やはり独自で町でそのように、確かに地域で集まってケア会議月1回やっているということもお聞きをしました。ですが、せっき研修を受けて学んだんですから、そういう福祉の現場の方を招いて研修を行うべきではないかと。実際福祉の現場の方でなかなか日程の調整もできませんし、ほかの市町村にいった勉強をするっていうのもなかなか難しいことがあります。ですが、ほかの職種の方もスキルアップ、技能をつけていかなければ、よくよく連携と言っても偏ったものになるのではないかと私はそのように感じております。そのことについてどのようにお考えか改めてお聞きかせください。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに広域の研修会というものが開催をされておまして、先ほど保健師なども参加をしていると御答弁を申し上げました。これらの会議につきましては医療機関や介護機関、医師会に対して案内があったわけでありますので、そういったところから数多くの方々が参加をしていけば、同じ意識に立てるということもあるのかもしれませんが、議員御指摘のように医療機関、介護機関いずれも大変多忙な状況もあって、希望した方が全てそういった研修会に参加できていたかという、そうではないような場面も多いのではないかと考えてございます。

現在開催しておりますその連絡会、ケア会議そういったものの中で、研修してきた者が、例えばフィードバックをして、さらにそういった考え方を、また、いろいろな内容を広げていくということも必要でしょうし、さらにその会議の中に第三者である方々を呼んで、その場を研修会として開催をしていくというような手法もあるのではないかなと思います。そうしますと、遠く広域の会議に出るばかりではなく、地元であっても、いろいろな情報を吸収できる、情報交換ができる、さらに地域の課題を洗い出していけるということにつながるのではないかと。

今後は、町民の方々にこういった取り組みを知ってもらうことはもちろんでありますけれども、携わっているその従事者の方々、そういった方々の質や量を広げていくためにも取り組みが必要ではないかと考えてございますので、先ほど言ったような取り組みから進めて、これらを拡大してまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 ぜひ独自のものを作っていただきたいと思います。また現場の医療・介護関係者の方とも意見を混ぜ合いながら進めていただければと思います。医療・介護連携推進事業については、これで質問を終わらせていただきたいと思います。

続いて、定住団地のことについて、改めて質問をしたいと思います。説明の中で、私も最初の質問の中で10区画と平成30年、間違えました。12画でありました。失礼しました。説明の中で売れ行きは好調なんだなと。実際、残ってい

るとしても、新しい区画が2区画。そして栄町の方は、最初に造成したところですけど2区画残っているということでありました。

最初の質問のときにも言ったように、移住・定住の方を受け入れる体制としてはやはり定住団地は大きな役目を果たしているんだろうなと私自身は思っております。そのように売れ行きが好調の中で、またそのような方を受け入れる体制のためにも、今後造成する考えはあるのか。考えがありましたらどうかお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 平成17年の女満別、27年、30年の大空町での造成。これらは、その一昔前に行っていた市街地郊外に農地などの土地を求め、それを宅地化にするという手法ではございませんでした。既存の職員住宅や町営住宅などが建っていたところを解体したあとの町有地ということで、その活用という手法をとらせていただいたわけであります。それはなぜかと申しますと、当然造成に大きな費用が掛かるということもありますけれども、郊外にまとまった土地を求め続けていけば、市街地の中の空洞化というものも起きてしまうということがありますので、既存宅地であったものを、さらに別な形での宅地として提供する手法ということで取り組んだところでございます。

そんなことですので、現時点で、そういった団地可能な町有地が十分に見当たっておりません。当面は市街地に点在しております町有地を区画割りして分譲するという方策を考えているところであります。一つの場所に10区画というようなのはございませんけれども、町内に1区画もしくは2区画程度確保できるような、そういった宅地を幾らか有してございます。今、私どもで把握をしているだけで、先ほどの売れ残っていると言ったら失礼なんですけども、まだ、分譲していないところ以外に、女満別地区で6区画から7区画程度は確保できそうだと思うっておりますし、東藻琴地区でも7区画程度は確保ができるのではないかな。こういったものを、分譲要件を加えながら売却していくということをまずは進めてみたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 町長より定住団地の造成についてお考えを聞かせいただきました。確かに町長が言われるように市街地に空いた土地を有効活用していただくようにしていただきたいなど。また、財政状況もあるのでなかなか難しいこともあるんだろうなと、そのように感じました。定住団地についてはこれで質問を終わらせていただきたいと思います。

続いて最後になりますが、子育て世帯の住宅支援のことについて、改めてお聞かせをいただきたいと思います。確かに町内の事業所の方で最大200万円、町外100万円と。実施状況は約2,700万だったと思うんですけど説明の中でお聞きをしました。掛かった金額と件数が17件だったと思うんですが、もし間違ったら申しわけないんですが、その中で、改めてお聞かせをいただきたいと思います。実際、子育てに特化しなければ、移住・定住だと民間賃貸に最大月

1万円、36カ月分、そして住み替え促進20万円、そして空き家バンクに登録された中古物件を購入した場合20万円で改修を1年以内に行った場合30万円、3分の1だったと思うんです。

ですが、その中で子育て特化したものを作っていただきたいなと私はそのように思います。なぜかという、実際中古物件を購入していただいて、今、リノベーション、改修ですね、改修などをして暮らす人が増えておりますし、そのような流れも流行ってきております。ですが、実際、それだけではなく、町内会の活性化にもつながると思いますし、空き家対策にも将来的にはつながってくると思うんですよね。実際、そのようなところに若い人に空き家を買ってもらって入ってもらう、そうしたらそれだけではなくて、町内会は、高齢化しておりますから、そこに若い人が入っていただく。そうしたら地域の活性化にもつながると。私はやはり、もう少し子育てに特化したものに支援をするべきではないかとそのように感じております。実際、そのようなお考えはないのか、改めてお聞きかせください。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに子育て世代に特化したものではありませんけれども、平成20年度から空き家等への住み替え助成制度というものを創設してございます。これは、先ほど言いましたように町なかの空洞化が少しずつ進展してきていると。外側に、これは町有地に限らず、団地を新しくつくるというよりは、まず町の中の空洞化をとめる施策を先に講じて定着させていかなければならないと思って取り組んだところでございます。空き家等の情報台帳に登録されている住宅を借り受けたり、または購入して住み替えた方々に対して、購入した場合については2分の1の相当額上限20万円、また1年以内に改修をした場合については2分の1、さらに上限30万円、最大で50万円の助成金となる制度を作っております。

また、総合戦略の中で、民間の賃貸住宅に町外から来られて住まわれた方々、ある一定の期間、月額1万円を助成するという事で、定住や移住を促進してきているところでございます。

御指摘をいただいた制度というものは、子育て世代にとっては移住していただくための一つの要件と言いましょ、ポイントになるものと思っております。また、地域の活性化に繋がるという点でも同様かと、御指摘のとおりかと思っております。新しい団地を造りますと、当然同じような年代の方がそこに住まわれるのは当然で、一緒に御高齢化していくということになりますので、移られたときには近所で子どもたちの声がたくさん聞こえる団地であっても、そこから10年、20年と経過していく中で、全体の皆さん方が御高齢化してしまう。新たな御家庭を誘致していかなければ、地域の町内会としての活性化というところも遠のいてしまうように思います。また、住まわれなくなってしまうところが放置といましょ、続いてしまいますと、空き家ということでまた別な側面での課題も出てくるということになってございますので、確かに町中にそういう住まわれなくなった住宅を上手に次の世代の方々に提供していくという方策があっても、

確かにいいのではないかなと、そのように考えてございます。

今年が総合戦略の見直し年になります。今までも、先ほど言った制度などは総合戦略の位置づけで推進をしてきているわけでありましてけれども、御指摘の関係についても、今回、その総合戦略を見直す中で、加えて考えてみたい、そのように思うところでございます。確かに、実際に新しく建てはしないけれども、中古物件を買われて、住まわれているという若い世代の方々、いらっしゃるわけでありまして、そこを促進させるということも一つの手だてではないかと、そのように感じるところでございます。十分意を受けて、それらの効果が出るような施策に結びつけていきたいと思っております。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 ぜひ、子育てに特化したというか、注目して支援をしていただきたいなど。実際に町長が言われたように前向きに考えていただけると、総合計画の見直しもあるということなので、ぜひ検討していただきたいなど。

実際、空き家が、長年放置されれば、せっかくいい家も最終的には解体補助最大50万円の助成ですけど、そのような支出も出てきます。将来的に見通しを考えると、やはりそのような助成をしていただきたいなど。そのようにお願い申し上げたいなど。せっかく子育て関連の施策もうまくいっている中で、近隣の市町村の中でも私たちの町はしているほうだと思います。ですが、せっかくですけど、住宅に住んでもらう、町に住んでもらわなければ、そのようなすばらしい施策も無駄になってしまいます。ですから、是非検討していただきたいなどと思っております。以上で終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 今後、総合戦略の見直しの中で、御指摘の発案について検討させていただきたいと思っております。その時々において、また御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。次に2番、三條幸夫議員の一般質問を許します。2番、三條議員。

◇三條議員 令和元年度第2回大空町定例会において、通告書により一般質問させていただきます。

最初に網走湖の浄化対策と内水面漁業の現状と課題についてお尋ねします。

第1点として、過去数年にわたって国による網走湖の浄化対策等が行われてきました。成果と評価等について、お知らせいただきたいのと、今の現況、それから、今後の取り組みについて。

第2点目として、網走湖での内水面漁業の現状と課題について。

第3点目として、船着き場の整備など、漁業、観光面で湖の活用を拡大すべきと思いますが、いかようにお考えか。

2項目目、女満別小学校から児童館までのアクセス道路の整備についてお伺いします。

1点目として、現在の女満別小学校から児童館まで、大正橋を渡り、運動公園

線の除雪センター横から児童館に移動している状況をどう認識されているかお尋ねします。

2 点目として、女満別小学校横、昭和中央線と児童館前、中央 1 2 線東線を直線で結ぶなどの道路を整備し、児童が少しでも短時間で小学校から児童館に移動できるよう、アクセス道路等の環境整備が必要ではないかと考えていますが、いかように考えているかお尋ねします。

3 項目目、公金の資産運用についてお尋ねします。債券購入によるリスクと責任についてであります。近年、定期預金金利の低迷で国債債券市場の人气が高く推移していることから、運用益が見込める債権に移行されていることと思いますが、一步、判断を間違えると莫大な損失を被ることもないと言えません。

どれだけの職員が関わって公金の債権化に取り組む判断をされているのか。もしもの時の責任の所在はどうなっているのか。以上、3 項目について、町長にお尋ねします。

4 項目目、図書館の現状と課題についてお尋ねします。

1 点として、貸し出しの状況と防犯対策等の課題についてですが、最近は少子化ですとか、インターネット等の普及によって、図書館に足を運ばない人が増えているのかなというふうにはいろいろと想像しているんですけども、最近の両図書館の利用の状況、実態はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、これから両地区に観光客、外国からの観光客等含めてですね、多くの方が出入りする時期になってきておりますけれども、そういう施設での防犯対策はどうされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

2 点目として、図書館利用者の情報の取り扱いについてお尋ねします。図書館の利用者情報の提供の仕方で、警察から任意の捜査協力で利用者情報を求められたら提供する、提供しないという判断が道内の公立図書館で分かれている、そういうふうにマスコミ等で報道されております。指定管理者も含めて、大空町としてはどういう対応をされているのか。以上について教育長にお尋ねします。1 回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 三條議員に御答弁を申し上げます。国における網走湖の浄化対策につきましては、青潮、アオコの発生を抑制し、水質改善を図るため、昭和 6 2 に網走湖水質保全検討委員会、平成 2 年に網走湖水質保全対策検討委員会で検討され、平成 5 年から水環境整備事業が行われております。平成 1 6 年には北海道が事務局となっております網走湖環境保全対策推進協議会において、網走川水系網走川水環境改善緊急行動計画が策定され、総合的な水質改善施策を国と北海道、流域市町が連携して実施することとなりました。この計画は平成 2 9 年度を目標年次とし、青潮発生の抑制、アオコ発生頻度の低減、湖内閉鎖性水域の水質改善を図るため、呼人浦と女満別湾での浚渫工事、水草の刈り取り、塩淡水境界層を降下、安定させるための大曲堰の設置などを進めてきたところでございます。

現在は、国において、毎年モニタリング調査が行われております。水環境の改善目標については、完璧とは言いませんけれども、おおむね達成している状況でございます。浚渫土が出ましたけれども、これらにつきましては、土壤改良し、農地へ客土として還元したり、河川事業に活用されている状況でございます。今後であります、国ではモニタリング調査を継続し、水環境の状況を把握するとともに、検討会において事業効果の評価などを行うということになってございます。また、国が事務局となり設置しております網走川流域における新たな検討の場におきまして、農地崩落や土砂流出、環境保全に対し、流域全体の対策として取り組みがまとめられてございます。その点からも取り組まれていくものと存じているところであります。

二つ目であります。網走湖の漁業はワカサギやシジミ、シラウオ、エビなどでございます。また、女満別地区の漁獲戸数は11戸ということでございますが、漁獲高などについては、後ほど担当から説明をさせます。

近年、ワカサギが豊漁で推移しているものの、昨年7月豪雨の影響によりまして流木等の流入があり、シラウオ漁は昨年休漁となりました。さらに湖内の塩分濃度の低下によりまして2年続けてシジミの産卵が確認されていないという状況になってございます。

西網走漁業協同組合におきましては、この事態を踏まえまして、関係機関と連携をし、網走湖シジミの生産安定化対策を講じていくこととしております。また、網走市の水産振興協議会の下部組織であります西網走漁協、網走漁協、東京農大、北見工大、網走水産試験場、網走開発建設部、網走市、大空町で構成をいたしますヤマトシジミ資源対策検討会で調査研究を行っているところでございます。検討会の中では早急な対応として、塩分濃度の上昇が必要、もう一方、中長期的には、シジミの公的生息環境の再生、修復、保全などが重要であると認識をいたしまして、調査研究を行っていくこととしてございます。町も課題解決に向けまして、関係機関や団体と連携し、対策や要請を講じてまいりたいと考えているところでございます。

三つ目の船着き場等の整備など、漁業、さらには観光面での活用でございます。船着き場等の整備につきましては、旧女満別町時代の総合計画におきまして、船着き場等、マリーナ施設の建設を国に要望していくことを施策として掲げておりました。現在の総合計画では盛り込まれておりません。これは、呼人に漁港が整備されたということが要因であると感じております。

今後でございますが、現在、河川防災ステーションの整備につきまして進めているところでございます。非常時はもちろんでありますけれども、平常時については、町として、さまざまな活用を考えていかなければなりません。また、アウトドア関連企業との包括連携協定の締結をこの週末予定してございます。こういった中で、湖を活用した体験型観光の開発などの議論を進めていかなければならないと感じているところでございます。そういった中で、この問題については検討していきたいと考えているところでございますので、関係者の皆様の御協力と御

指導を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

続きまして、道路の関係でございます。女満別小学校と児童センターの移動経路は、大正橋西線を下りまして、福住女満別線を横断し、大正橋東線を上り、運動公園線に入り、センターへ向かうというのが通常の経路でございます。距離を図面上で計測してみますと約800メートルということでございました。

児童センターの整備以後、歩道の拡幅でありますとか、照明の設置、横断歩道の設置、また転落防止柵の設置などを行ってまいりました。また、児童センターに向かうというだけではなくて、この道路というのは、市街地からの通学路となっている部分もございます。

御提案をいただきました線形につきましては、女満別小学校横の昭和中央線から中央12線東線とを結ぶということで、これは都市計画道路の線形とほぼ一致するものでございます。整備をするとした場合については、都市計画に沿った整備になるものかと、そのように思っております。しかし、現状この新しい道路の整備については、私は優先順位としては低いと考えておりまして、またそういったことから、積極的な課題解決や調査にも至っていない状況にございます。当面、現在の路線を維持し、安全な歩行空間をしっかりと確保していくという中で対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に公金の関係であります。公金、公のお金は歳計現金、そして歳入歳出外現金、基金という三つの種類がございますが、今回は運用の点について御質問でございましたので、基金について御説明をさせていただきたいと思っております。

大空町では現在、奨学基金を除きまして、12の基金を有してございます。法的な基金の位置づけ等については、後ほど担当から説明をさせたいと思っております。

御指摘のとおり、日本銀行が平成28年に導入いたしましたマイナス金利政策によりまして、市場金利は低い水準で推移しており、いかに効率的な基金運用を行うか苦慮している状況でございます。このことから、安全性の高い国債証券、地方債証券、政府保証債の中から一定の利回りが見込めます20年利付国債、地方公共団体金融機構20年債を減債基金にて購入をいたしまして、平成29年度から債券運用を開始したところでございます。このことにつきましては、平成30年2月の総務厚生常任委員会において報告をさせていただいたところであります。

さらに昨年度、北海道5年債、地方公共団体金融機構10年債を地域振興基金にて購入をいたしました。購入した債権は満期まで保有するというのを想定しておりますけれども、国内市場における国債等の人気が高いということから、一旦現金化し、売却益を予算化することも必要と判断をいたしまして、29年度に購入した国債等について、4月12日に売却をし、売却益を本定例会に補正予算として上程させていただいているところでございます。

また、これらのリスクと責任について、御質問がございました。地方自治法では、会計管理者の職務として現金、有価証券等の財産の出納及び保管などが定められております。また、町長の責務として会計管理者を監督しなければならない

とされております。さらに、町の財務規則では、基金を運用しようとするとき、基金を処分しようとするとき、これは町長の決裁、決定を受けなければならないとされてございます。当然ながら責任は町長である私が負うことになるわけでございます。

債権は満期まで保有することによって、額面が保障されますので、莫大な損失ということは考えにくいわけではありますが、満期前の売買については、株式と同様、市場価格による時価売買となります。そんなことから、債権は満期保有を原則としておりますけれども、ひょっとして債権化した基金を取り崩さなければならないといった場合などには、市場価格が額面を下回るということも時にはございます。その対応として、債権を売却することはせず、他の余裕のある基金に移し替えて対応するなどのリスク回避する方法もあろうかと思っているところであります。

いずれにいたしましても関係法令や規定運用方針等を踏まえ、確実かつ有利な方法で運用をしていると考えてございます。ぜひ御理解をいただきたいと存じます。以上、私からは、3点の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 三條議員からの一般質問のうち、4番目の質問事項であります。図書館の現状と課題について、御答弁を申し上げます。

最初に図書の貸し出し状況と防犯対策等の課題について、お答えを申し上げます。大空町には女満別図書館及び東藻琴図書館の二つの町立図書館がありますが、12年前となります平成19年度からは、民間活力を活かした図書館運営や読書活動の一層の充実を図るため、指定管理者制度を導入し、現在に至っております。町では、昨年3月、大空町図書館第3期5カ年計画及び第3次大空町子どもの読書活動推進計画を策定いたしました。その目的とするところの人をつなぎ暮らしに役立つ図書館を目指して、指定管理者であります大空町青少年育成協会と緊密な連携のもと、各種図書館サービスを展開するとともに、移動図書館車の運行や町内学校への図書館司書の巡回配置など読書活動の推進に精力的に取り組んでいるところでございます。

御質問のありました町立図書館における図書の貸し出し状況であります。平成29年度と30年度の貸し出し冊数を申し上げます。女満別図書館であります。平成29年度は3万4,170冊。平成30年度は3万3,952冊。対前年比0.6%の減となっております。東藻琴図書館であります。平成29年度は2万1,193冊、平成30年度は2万1,636冊ということで2.1%の増となっております。女満別図書館、東藻琴図書館合わせますと平成29年度は5万5,363冊、平成30年度は5万5,588冊で対前年比0.4%の増加となっております。本町においても人口の減少に伴い、図書館利用者には減少傾向が見られますが、図書館利用者に対する意向調査の実施や利用者ニーズを踏まえた蔵書の更新、図書館司書の学校配置による児童生徒の読書活動の活発化、さらには魅力ある図書館自主活動の取り組みなどにより、貸し出し冊数

はわずかながら増加したものと分析しているところでございます。今後も町民の皆様が利用しやすく喜んでいただける図書館運営に努めてまいりたいと考えております。

次に防犯対策についてでございますが、近年国内では、人が集まる場所において凶悪な事件や悲惨な事故等が発生しております。公立図書館は、町民の皆様の御利用はもとより、町外からの不特定多数の方が自由に利用できる施設となっておりまして、その点が他の公共施設と管理面で大きく違っているところであると、そのように認識をしております。そのため、防犯対策は図書館利用者を初め、職員の身を守る上で大変重要な事項であり、万全を期す必要があるものと受けとめております。

女満別図書館はＪＲ女満別駅と併設された複合施設であり、建物への出入口は正面、駅のホーム側及び２階の跨線橋側の３カ所から駅の待合場を兼ねたロビーに入り、ロビーから図書館に入ることとなっております。また、東藻琴図書館は生涯学習センター内に併設されており、出入口は正面玄関１カ所となっております。女満別図書館の開館時間は午前１０時から午後８時まで、東藻琴図書館は午前１０時から午後６時までとなっておりますが、いずれの時間帯においても、職員は最低２人体制を確保しているところでございます。

防犯対策として女満別図書館では、図書館内と図書館入口に防犯カメラ９台と監視モニターを設置し、入館者の状況を常時把握しながら、不測の事態に備えているところでございます。一方、東藻琴図書館は過去に駐車場において、車上狙いによる盗難事件が発生したことなどもあり、現在駐車場には防犯カメラを設置しておりますが、生涯学習センター内には防犯カメラは設置されていないのが現状でございます。防犯上や犯罪抑止の観点からも、東藻琴図書館への防犯カメラの設置を年度内に進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

次に図書館利用者の情報の取り扱いについてでございますが、大空町が保有する個人情報につきましては、平成１７年４月に施行された個人情報の保護に関する法律に基づき、大空町においても個人情報保護条例が制定され、個人情報の管理については、法律や条例に基づき厳密に保護されているところでございます。また、教育委員会が所管する多くの施設は指定管理者によって管理されているところでありまして、個人情報の取り扱いについては、町と指定管理者が締結する基本協定書において、法律及び条例に基づき厳密に取り扱うよう取り決めがなされており、個人情報の提供に当たりましては、教育委員会が慎重かつ適切に判断することとしております。

御質問のありました警察捜査に関わる協力依頼については、これまで町内の図書館では１件もございませんでした。今後の捜査機関からの照会、特に捜査関係事項照会への対応につきましては、個人情報の保護に関する法律及びそのガイドラインに基づき適切に対応してまいりたいと考えております。個人情報の保護に関する法律に係るガイドラインでは、法令に基づく場合、本人の同意がなくても個人情報を利用目的外に提供できることとされております。警察の捜査関係事項

照会については、刑事訴訟法に基づくものであり、捜査関係事項照会を受けた場合、捜査に必要な情報については、提供、協力すべきものであると教育委員会では判断しているところでございます。

ただし、現在、大空町が使用しております図書館システムにおいては、個人の読書履歴など要配慮個人情報に該当するような情報については、記録、保存されていないという状況でありますので、仮に提供するという場合であっても、ごく一般的な事項となるものと思っております。

いずれにいたしましても、個人情報につきましては、基本的に保護されるべき重要な情報であり、その取り扱いについては、法律や条例の規定に基づき慎重に対応してまいりたいと考えております。以上、三條議員への御答弁とさせていただきます。

◇議長 藤田産業課長。

◇産業課長 三條議員の網走湖の浄化対策と内水面漁業の現状と課題等に関わります質問の２点目であります網走湖での漁獲量について、私から御答弁させていただきます。

網走湖の内水面漁業ではワカサギやシジミ、シラウオ、エビなどの漁が行われており、漁獲量はここ５年間の平均でワカサギが１２７．２トン、シジミが７６９．８トン、シラウオが９．８トン、エビが１０．１トンという状況になっております。また３０年度は、ワカサギが１４９．１トン、シジミが７３９．２トン、シラウオは漁獲なし、エビが２．６トンという状況でございます。漁獲量につきましては以上の状況となっておりますので、御答弁とさせていただきます。

◇議長 平田会計管理者。

◇会計管理者 ３項目目の公金の資産運用についての御質問の基金に関する根拠法令等につきまして御答弁を申し上げます。

地方自治法第２４１条第２項には、基金は条例で定める特定の目的に応じ及び確実かつ効率的に運用しなければならない。また、地方財政法第４条の３第３項には、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、元本の償還及び利息の支払いについて、政府が保証する政府保証債権、その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならないと規定されているところでございます。

これらの法律の規定等を受けまして、大空町財務規則第１７５条第１項では、会計管理者が指定金融機関その他の確実な金融機関への預金、その他の最も確実なかつ有利な方法によって保管するものとする規定され、さらに公金の管理運用を行うための資金管理及び資金運用の基準といたしまして、大空町資金管理及び運用規定が別に定められており、同規定の第５条第３項には、資金運用は定期預金または大口定期預金とする。ただし、利回りの比較、期間、金額等の点で他の金融商品が運用上有利と判断される場合は債権で運用ができるものとする。同規定第４項、債券運用を行う場合は、大空町債券運用指針を遵守すると規定されているところでございます。この大空町債券運用指針では運用リスクを最小限に

抑えるため、購入する債権は国債等の元本償還が確実な債権とする。また、債権の購入に際し、価格変動リスクへの対応として、償還期間まで保有することを前提にした債券購入を原則とすると規定されているところでございます。

これら基金に関する根拠法令等を踏まえ、貴重な財源の確保に向けて取り組んでいるところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 三條議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時とします。

(休憩 午前 0 時 0 6 分)

(再開 午前 1 時 0 0 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。暑い方は上着を脱いで結構です。

日程第 5、三條幸夫議員の一般質問を続けます。2 番、三條議員。

◇三條議員 2 番。網走湖の浄化対策について再度お尋ねします。網走湖の浚渫が行われて、それ以後の評価等も含めて先ほど御説明いただきました。国が実施する事業に町も土地を提供といいますか貸付けて、その浄化対策事業の推進を図ってきたところでございます。先ほどの浚渫土は畑の方で利用というふうな説明もございましたけれども、一つは、当時貸し付けしていた町有地、開発に貸し付けをしていた町有地が 2 カ所程度あると思いますけれども、その状況はどうなっているのか。浚渫土をそのまま置かれているのか、それとも整理されているのか。その点について。

それから、先ほど町長から畑で利用されている旨の答弁がされたんですけども、浚渫土は非常に粒子が細くて、畑としての利用に問題があるということを当時言われていました。その後、改善されて、畑の方に還元できるというふうになったとすれば、どういうふうな土壌改良をして、畑に利用できるようになったのか、その辺、分かるのであればちょっと教えていただきたいと思います。

いずれにしても、いろんな取り組みをされているのは、先ほど分かりました。ただ意外と取り組みをされているんですけど見えないんですね。見えないというのは、網走湖に浚渫船が入って汚泥の除去をしているとか、草の刈り取りをしているとか、いろんなことがずっと続けられてきていて、網走湖は良くなっていくんだなと私ども期待をしていたんですけども、どっかの段階でぴたっと止まって、その浚渫も行われていなければ草刈りも行われていないと。各機関が入って対策を講じているお話も先ほどございましたけれども、網走湖は大空町にとっても貴重な資源であると思いますから、町長を筆頭に、逆に網走漁協から言ってくるのではなくて大空町の方から漁協とか網走市を動かして、国にもっと積極的に働きかけるようなことができないものか、再度、御答弁をお願いします。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前 1 時 0 3 分)

(再開 午前1時05分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

◇町 長 現在、通称山下岬と言われているところ、またトマップ川河口口、2カ所、旧来国にお貸しをして浚渫土の堆積場所として活用されておりましたけれども、現在は、トマップ川については、もう貸し付けをしていないという状況でございます。また、山下岬側につきましては、当然浚渫を行っておりませんので現在の搬入はありませんけれども、まだ土砂の堆積があるということで貸し付けをしている状況でございます。

土については、粒子が細かいということで、いろいろな研究機関の中で研究をさせていただいて、土壌改良材を用いて畑などに還元しているということでありますけれども、この窓口については開発建設部が行っております。そんなことから具体的な数量、搬入先だとかについては把握している状況にございませんけれども、私どもで把握している中では、町内には、そういったものは希望者がいなかったということで搬入していないように思っているところでございます。

網走湖につきましては、約3分の1程度が大空町の行政区域に属するものかと思っております。先日も与党の国会議員、北海道選出の国会議員の方がいらっしゃいましたけれども、私からも網走湖の状況の説明でありますとか、先ほど言った課題などについても御説明を申し上げて、要請をしたところでございます。そんな中で、その網走湖の重要性またその自然の恵みのある湖が網走湖と大空町に関わっているということについても、認識をいただけたところかと思っております。いろいろな場面でいろいろな形でいろいろな方法で国などに要請していく方向については適宜とらせていただいております。今後も、町独自で要請をする場面もあらうかと思っておりますけれども、基本的には、関係団体、道、市、町そういったところとあわせて要請活動をしていく、また取り組みを進めていくということがいいのではないかと考えているところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 説明で分かりました。浚渫をしたこと、それから水草を刈り続けたことで今、水草がほぼ無いと言うようなことをお聞きしました。それなりの効果があったのかなというように思います。これなかなか各関係機関、私も経験あるのですけれども、集まっているいろいろ協議、議論するんですけども、一步そこから踏み出すというのはなかなか難しいのかなという気がするんですけども、どこかの首長が先頭切って走らないと、物って動かないときもありますので、ぜひ町長先頭に立って網走湖を綺麗にする。そういったことで取り組んでいただきたいなと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 御期待をいただきますけれども、私はやらないという意味ではないですけれども、こういった問題は今までもいろいろ要請をしてきておりますけれども、

地域が一丸となって要請するということが一番効果的であるなど、経験上そのように感じております。スタンドプレーっていうふうに、もしとられてしまいますと地域は同じ方向を向いて要請しているのかと、考え方を持っているのかというふうにとられがちでございます。そういうところは十分配慮しなければならないものと、そのように感じております。

ただ、地元でいろんな意見交換などをするとき、そういうときには遠慮する必要はないと思っておりますので、町の立場でありますとか、私どもの町民の方が関わっている大切な湖の浄化などについてはしっかりと発言をしていくものと、そのように考えて行動いたしております。大切な湖を今後も将来的にいろんな形で活用していくという思いに立って努力をしてまいりたいと思っております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 2番目の網走湖の内水面の現状等について、先ほど説明をいただきましたけれども、今現在11戸の漁師さんがおられて、漁獲量は先ほどお聞きしたんですけれども、網走湖全体どれぐらいの漁獲額があるのか教えてほしいのと、もう一つは後継者問題、漁業やっている方の後継者がいない旨聞いたことはありますけれども、その辺はどうなっているのか、もし把握しているのであれば教えていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 網走湖全体の漁獲高については、今担当が調べておりますので間に合えば、御報告をさせていただきたいと思います。

先ほど私、女満別町地区の漁家方々11戸と御答弁を申し上げました。今時点で60歳以上になっていらっしゃる、明確に後継をされる方がいらっしゃらないと言われておりますのが3戸ございます。どこでどういう状況変化があるか分かりませんが、今の押さえとしては、そういう状況であるということのようでございます。

◇議 長 産業課長。

◇産業課長 網走湖の漁獲高ということでの御質問でございますが、西網走漁業協同組合の総会の資料をただいま持っておりますけれども、網走湖の漁獲高ではなくて、西網走漁協全体の漁獲高ということで出ておりますので、大変申しわけないですが、それを御説明させていただきたいと思います。平成30年度の取扱高ということで、19億1,320万8,753円というような取扱高となっております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 できれば詳細は後ほどちょっと詳しく教えていただければと思います。

3番目の船着き場の整備の云々とお話をさせていただいたんですけれども、先ほど町長からも防災センターの整備に併せてというお話もありました。網走湖では以前、漁船が事故に遭っているケースが何件かございます。そのときに船着き場があったら助かったのになんてことを聞いたこともあったものですから、先ほど御答弁にあったように、西網走漁協で呼人の所に船着き場を整備するというよ

うなことがあって、女満別地区の方は余り声を出さないでくれと言われたようなことを聞いたことがありますけども、整備が終わって数年というかもう10数年経っているわけですから、船着き場が良いのかどうか分かりませんが、何か今も一生懸命、観光協会を初めいろんな団体がいろんな取り組みをさせていただいています。きっともって、まだいろんな思いは皆さんの中にあるんだろうなと思いますけれども、是非、今現状でいろんな取り組みをされていることプラス、季節限定で湖を利用されるということではなくて、もうちょっとロングランに利用されることでホテルへの宿泊客が増えるとか、いろんなことの効果もあると思いますので、観光面、それから安全面、網走湖は御存じのように、上流から流れてくる川の調整池として調整機能を持っているわけですが、プラスやはり大空の女満別地区としては、そういうもっと今も利用して頂くけど更に利用していただけるような工夫をすることが大事なかなというふうに思いますので、もう一度その辺の思いを聞かせていただければありがたいなと思います。

◇議長 町長。

◇町長 網走湖につきましては、非常に遠浅の状態が続いております。本当かどうか確かめたわけではないですが、100メートルで1メートルぐらい水深がというようなことなので、かなりなだらかな砂浜状態というふうに感じております。そんな中で、船着き場ってというか船が発着するような、そういう施設を上手に建設することができるのかというような、その工法的な課題もあるのではないかと考えております。

そういったことを含めて、今後、先ほど言いました河川防災ステーション、湖畔地区に建設を考えて、国と調整をしておりますので、その中でこういった、その使われ方、平常時するのかと、それを真剣に考えていかなければならないと思っております。湖だけではなくて、湖の周辺の林地帯なども含めて、いろいろな活用方法があるのではないかと考えております。

私は思っております網走湖というのは、非常に市街地区に近いところであって、他ではない湖の形態ではないかと、そのように考えております。ですので、当然、治水という意味合いでの網走湖の役割もありますし、また水産業という役割もあるかと思えます。さらに市街地に近いということで、観光面でのその活用という意味合いもあるのではないかと、こういったそれぞれの要素を伸ばしていくこと、これが地域にとっても大切なことだと思っております。そういう視点を常に持ちながら、ここの関わり方、また整備の仕方というんでしょうか、そういうものを考えてまいりたいと思っております。具体的には、先ほど申し上げましたとおり、アウトドア関連企業との包括連携協定なども結ぶ予定でありますし、河川防災ステーションの整備、平常時の活用という課題も抱えておりますので、その中で、しっかりと議論をしてまいりたいと考えているところでございます。

◇議長 2番、三條議員。

◇三條議員 朝、湖に行くと漁船が点々とあちこちにまとめられているのは、現状としては皆さんも目にされていると思うんですが、そういったことを含め

て、町長が答弁したように、いろんな形で検討していただければ、それでいいのかなと思います。

それでは、2点目の女満別小学校から児童館までのアクセス道路の整備について再度お尋ねします。先ほど町長から答弁をいただいたんですけれども、想定したとおりの答弁でした。なぜなら児童館が建てられて10数年経っています。当然そういう認識をお持ちであれば、この課題は整理されていたんではないかと私は思います。

本来児童館は学校のそばにあるのが望ましい、これは誰しも思うことでございます。だからといって現在建てているところをどうのこうのということではなくて、現実問題として、こういうふうに位置づけられているわけですから、この課題をどうやって整理してあげるかということかなというふうに思います。道路が正解かどうか私は分かりませんが、子どもさんが、これから秋から冬にかけて、雨降り、暗い中、とぼとぼと歩いている姿を目にしたときに、果たしてこれで本当にいいのだろうか。お父さん、お母さんはですね、子どもの学校が終わって児童館までの行く間、非常に心配されているのは事実だと思います。こういった課題をやはり見て、行政として何ができるのかということを真剣に考えていかないと、今、あちこちでいろんな事故が起きていますし、少なくとも学校を出てから短時間で児童館に着けると、届くというふうなことが、何か妙案があるのであれば逆に提案していただきたいというふうに思っております。

認定こども園がこれで整備されて、小学校、それから認定こども園と、スクールゾーンがあって、キッズゾーンがあってというふうなことで考えたときに、何らかの形の整備をしなければいけないだろうと私は認識していますが、その辺のことについて、再度町長の御答弁を求めます。

◇議 長 町長。

◇町 長 あそこに児童センターが整備されて、十数年経とうかと思います。直接、その向かう道路というのは、私の記憶では、正式な議論だったかどうか分かりませんが、建設当初から、あったらいいねというような意見があったように思っております。

しかし、現実なかなか整備には至ってまいりませんでした。先ほど申し上げましたように大正橋西線、東線、歩道の拡幅を行ってまいりました。また、トマップ川に近いということで転落防止柵の設置も行ったところでございます。さらに大正橋西線を渡るにあたって横断歩道もなかったという中で、いろいろ道路診断をしていただきながら、難しいというところを克服して横断歩道も設置をさせていただくと、さらにトマップ川公園線についても、歩道の幅で樹木を取り払って、しっかりと拡幅するという取り組みもさせていただきました。その他町道大正橋西線の法面なども樹木が生い茂って暗いというような、危険ではないかというようなお話もいただき、適宜伐採、枝打ちなどをさせていただいておりますし、暗いという御指摘もありましたので照明設備なども充実をさせていただいたということで、決して怠ってきたわけではなく、今までもさまざまな対策を講じさせて

きていただいたところであります。

そんな中で、今、新道までというところには私の考え方では至らないという御答弁でございます。申しわけありませんが、それ以上の、今の具体的な提案というものはございませんけれども、今ある道路の環境などについて、これからも意を払いながら、安全で安心して通園、また、通学できる道路形態というもので考えてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 いろいろやっていただいていることは見えておりますけれども、ただ、今、お話しされたことに代わる代案、安全に短時間で児童館に到達する方法をぜひ検討していただきたいなと思います。どうやって安全に学校を出てから、児童館に届くというふうなことを皆さんでぜひシミュレーションしていただきながら、できないということではなくて、できないということはないと思いますので、ぜひ前向きにいろんなことを、子どもさんのことですから、検討していただければと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 検討してこなかったわけでもありませんし、今後検討しないというわけでもございませんけれども、現在の道路というところを、安全に使っていくためには、どうしたらいいかと私はそのところで考えてまいりたいと思ってございます。

短時間でということになりますと、どうしても現在よりも、短い路線ということになって、結果的に新しい道路ということになろうかと思っておりますけれども、私自身は、そのことを今現在考えてございません。現況の道路の中でどのように、安全を確認しながら、児童センターに向えるかというところでいろいろな御発案をいただければ、私どもそれに向けて努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 道路の関係は水かけ論になってしまいますから、終わりたいと思います。

3項目目の公金の試算運用について再度お尋ねします。公金の安全性を確保しつつ効率的な資金運用に努めることが求められている以上、債券購入はやむを得ないとなないというふうに思われますけれども、複数の職員で債権の仕組みを理解しているのか、複数の職員で再建の仕組みを共有して株式市場の動向ですとか、債券の購入、売り払いのタイミングなどを含めてしっかりと責任を持って公金を運用していただきたい。

また、運用のメインはやはり指定金融機関だというふうに思うんですけれども、割合と一定のルールを定めて運用すべきと思いますが、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 御心配の向きは、結果として担当しているのが会計管理者、出納課長、またあの部屋にいる職員のところでは検討されていないのではないかとかそう

いうご不安の部分かと思います。このことについては取り扱うにあたりまして、庁議でもその考え方などについて、協議もいたしております。その内容などについて常任委員会でも説明をさせていただいております。また担当課とはいいいながら、先ほども言いましたように、町長の決裁なども当然、受けて実施をしているところでございます。そんな中で、最終的に当然のことでもありますけれども、私の責任において実施をしているということでございます。

ただ、ほかの取り組んでいる市町村などでは、公金の運用検討会議というようなものを庁内に設置をいたしまして、もう少し広い範囲の中から意見交換を行って運用、例えば一時借入金の借り入れでありますとか、基金の運用など、そういったところも含めて検討を行って進めているという団体もあるようでございます。そういったものもひとつ参考になるのかというふうには思いますけれども、それとても結果的には私の責任も免れるべきものではございませんで、担当職員が複数関わったということになりまして、結果として、その担当者間における責任のその気持ちの持ち用というものが分散されるということにすぎないのではないかなというふうに感じております。ですので御心配の向きをなかなかこう、今すぐに払拭をして取り組むというのはなかなか難しいなと、そのように感じているところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。心配に思うのは、やはり管内で実際に債券運用しているのは大空町の他にもう1カ所というふうにお聞きしております。それなりに行政側としてはリスクを心配して、そういった利用をしていないのかなというふうに私は感じているんですけども、やはり、責任を分散してどうのこうの、町長が責任を取ればいいというような問題ではないと思うんです。やはり、資産運用の仕組みを複数の職員、財政課長ですとか総務課長とか複数の職員が入って、今町長の方から話があった公金の運用のそういうための組織を作って検討するとか、それがいいのかどうか分かりません。

いずれにしても今の公金、基金の金額は大きいですから、それだけ慎重に資産運用していただきたいということでございますので、再度答弁お願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほどの答弁では、先ほどっていうのは前の議員の方々の答弁では先駆的に取り組めと、そういうような叱咤激励もいただいたところでもありますけれども、管内で事例が一つしかないから、大丈夫なのかというご不安の一方での意見かとそのように思っております。

複数で対応するというようなことで、全てが解決できるのであれば、そういう仕方もあろうかなと思っておりますけれども、私思いますのは、いろんな政策を実施していく、例えば建物を一つ建てるといったときにはいろんな意見がありまして、中には反対をされる方もいらっしゃると思います。ですけれども、最終的に今現在、将来を考えて、どうしても必要だなと自分自身で思ったときには、その反対の声もある中ではあっても、何とか説明をしながらそれを進めていこうというこ

とを今までもやってまいりました。

しかし、この種の政策って言いましょうか、取り組みというのはですね、先ほど担当課長言いましたように、確実に且つ有利な言い方とすれば相反する言い方ではないかなと思っているんですけども、どちらにどの程度重きを置いて進めるか、どちらを選択しても私は間違いではなかったというふうに思うんです。そんな中で考えたときにはですね、どちらも正解であるならば、どこのところを調整して進むか、そのためには、町民の皆さん方とその運用している町と担当者、私ともども含めて信頼関係の上に成り立って、これらを推し進めなければならないというふうに思っています。基金の金額が大きいと不安だという話はありましたけれども、基本今までその運用しておりますのは、元本が満期まで置けば当然保障される、そういうところである意味、有利一辺倒ではなく、確実にところも兼ね備えながら取り組んでいるということでもあります。

信頼関係がもし成り立たなければですね、この種の施策といいましょうか、取り組み姿勢というものは無理をして、どちらか一方で進めるということにはなっていないのではないかなと、懸念の不安などがしっかりと不安が払拭されるということを持って取り組むべきものではないかなと、そのように思っています。ですので、場合によっては、なかなか御理解が難しいということであれば、一旦、こういったものについては、もう一度議論をしながら考えてみるべきかなと、そのように考えてもごきます。

そんな中で、私どもとすれば、決してその町民の皆さんに大きな不安を与えるような取り組みをしていないと、満期まで待てば元本が保証されるそういうものの中で、さらにできるだけ有利なものとして取り組んでいるということでごきますので、何とか御理解をいただければと、またそういう中で、一つでも不安の解消につながっていただければと思っているところでございます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 しっかりと確認をしながら運用していただければそれでいいのかなと思いますけれども、やはり、債権を購入するということは非常に、職員の皆様だけ理解しているか分かりませんけれども、時と場合によっては損失をこうむることが絶対ないとは言いきれないというふうに私は思っていますので、その辺だけ慎重に取り組んでいただければと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 預金においても確かに絶対という言葉、どちらかというと債権よりは安全性が高いと思っておりますけれども、それにしても、絶対という言葉ではないとそのように思います。慎重にという中で取り組みというような今御指摘だったかと思っておりますけれども、私自身として、もう一度、御指摘の部分で考えてみたいと思っています。ここでの答弁については十分明確な意思表示をするところまで至りませんけれども、今回の御提起を契機にこれらの取り扱いについて再度考えてまいりたいと、そのように思います。もう少しお時間をいただければと思います。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 4 項目目の図書館の現状と課題については先ほど御説明いただきましたけれども、状況は分かりました。防犯対策としてカメラ等も設置されているということで、東藻琴地区については早急に整備するというようなことでしたので、是非、安全対策のために早期に取り組んでいただければと思います。

もう 1 点、もし緊急事態が発生した場合の通報というか、ボタンを押せば届くとか、そういう仕組みはどうなっているかをお聞きしたい。

◇議 長 教育長。

◇教育長 図書館の通報システムについて、御質問がございました。残念ながら現在自動で警察まで、不測の事態が生じた時に通報がいくというシステムまでは導入ができておりません。その辺も課題の一つであると考えておりまして、先ほど防犯カメラの設置という対策の現状についての御答弁申し上げましたけれども、やはりそのカメラの設置によって全てが対応できるというものでももちろんありませんので、犯罪防止とか犯罪の抑止力という部分では効果があるかと思えますけど、やはり、いざというときに対応できる、警察への通報あるいは自分の身を守る訓練といったものも合わせて取り組む必要があるのではないかなと。特に地元の警察などの御協力もいただきながら、それらのことにも取り組んでいきたいと思えますし、その辺の通報のあり方についても、今後検討してまいりたいと、そのように考えてございます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 教育長の説明で図書館の利用者も減っていないくて、たくさんの方の利用していただいているということですから、これからも図書館に安心して行って、子どもさんが多いんだと思いますから、安全対策だけ十分講じていただきながら、館の運営をしていただければというふうに思います。以上です。

◇議 長 教育長。

◇教育長 先ほどの図書の利用の状況なども御答弁させていただきましたけれども、一般成人が減少傾向にあるのに対しまして、特に小学校の児童の利用というか、読書冊数の増加が際立ってきております。このことは巡回図書館司書による取り組みであったり、また読み語りサークルの皆さんによる活動の成果と考えておりまして、これからも、それら活動継続しながら、より多くの読書好きな子どもたちを育ててまいりたいと思っております。

昨年度、両図書館には冷房化といったことも実現できました。夏の時期、利用の増加にも大変期待しているところでありまして、安心安全で楽しめる、そのような図書館運営に今後とも努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

◇三條議員 終わります。

◇議 長 これにて三條幸夫議員の一般質問を終了します。ここで 10 分間休憩します。

(休憩 午前1時40分)

(再開 午前1時50分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第5、一般質問を続けます。

次に、1番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 はい、1番。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項といたしましては、今後の大空町の農業振興についてであります。

平成30年12月にTPP（環太平洋パートナーシップ協定）、平成31年2月にEPA（経済連携協定）が発効され、国の農業施策は攻めの農林水産業への転換を実現すべく、競争力を高めるための取り組みを行っています。令和元年6月7日には、農林水産業改革の基本方針、農林水産業地域の活力創造プランに農業新技術の現場実装プログラムを策定し、スマート農業の普及を加速させる見通しであります。

少子高齢化の時代を迎え、大空町の農業においても、農家人口の減少が予想されており、それに伴い、作付面積の拡大が見込まれ、担い手の確保、労働力の確保、そして労働環境の改善が必要となっていくと考えます。そのため大空町においても、今後はスマート農業の推進が不可欠であると考えます。

そのような中、農業が基幹産業である大空町には、女満別町農業協同組合、オホーツク網走農業協同組合の二つの農業協同組合が存在し、生産物ごと作物や畜産についての部会や協議会が設けられてはいますが、大空町農業全体について、行政と両農協が一堂に会し、話し合う場が設けられていません。

1点目の質問として、町内に二つの農協が存在しますが、農業振興を図る上での課題や問題点について、どう認識されているのか伺いたいと思います。

2点目として、農業振興を図る上で、行政と両農協、関係機関を交えて、協議する場を設ける考えはあるのか、町長に伺いたいと思います。以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 後藤議員に御答弁を申し上げます。大空町の中心産業であります農業の振興は、大変重要なものと考えてございます。TPP11やEUとのEPAが発効されまして、さらにアメリカとの貿易交渉などが懸念されております。そんな中、競争力の高い農畜産物の生産、経営基盤の安定化、そして生産基盤の整備など各関係機関、団体と連携を図っていかなければならない項目が多数ございます。

現在は新たな取り組みや事業の推進など必要に応じまして、農協の組合長などトップ同士で個別に協議を行いましたり、事務レベルにおきまして協議を行っている状況にあります。また、町が事務局となっております各種協議会で両農協も含めて関係機関、団体と協議する場がございます。

しかしながら、農業全体に関して、また、将来に関して、両農協と行政が一堂に会し、協議する場という状況にはなってございません。農協は過去からの経緯

や経営の考え方に相違がございます。営農指導等においても特色や違いがあることも認識をしてございます。オホーツク網走農協は行政機関が網走市と大空町に属しており、女満別町農協と違った環境でございます。農業振興や同じ事業の取り組みにおいても、その手法、その違いがあるものと認識をしてございます。行政といたしまして、そういった調整の難しさを感じている現状でございます。

協議をする場、これは必要だと考えてございます。そんな中で、既存の協議会、例えば農業再生協議会などにおいて、組織を見直して協議するということがいいのだろうか、一方で、それにとらわれず、新たな組織を設けたほうがより簡便で迅速に動くことができるだろうか。また、御指摘のありましたように、両農協もちろんでありますけれども、さまざまな農業の関係機関、団体がございます。そういった方々、どこまで参画をいただいて、将来の大空町農業を検討していくか、議論していくかということについて、まだ、十分決めかねているところでもありますけれども、御指摘の向きについては十分理解をいたしますので、今後その組織化に向けて取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。1 点目の課題や問題点については分かりました。

2 点目の農業振興を図る上での協議する場についてですが、町長のお話のとおり、農業をつかさどる大空町として、さまざまな施策や取り組みもしていただいて、大変配慮いただいているのは私も理解しております。

ただ、一堂に会し、話し合う機会が必要であると町長もおっしゃりましたが、大空町の農業振興を図る上で、一つの考え方を持って、スマート農業推進など、今後の農業施策の変化に柔軟に対応していくためにも、両農業協同組合とともに、情報を共有しながら、共通の認識を持って、両地区になるべく差が生じないように農業振興を推し進めていく必要があると考えます。

なかなか話し合う機会、また、協議を持つっていうのはなかなか骨の折れる作業だと思うんですけども、やはり将来の大空町農業を一つの方向に向かっていくと考えたときに、ぜひ、私は必要だと思いますので、ご検討のほうよろしく願いいたしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 現在、両農協がございましたけれども、同じような状況は、湧別町においてもあるのかなと思ってございます。たまに湧別の町長とそういったことで意見交換をする場面もございます。

また、両農協の取り組み姿勢といいたしましょうか、思想、そういったものも、また若干違うところがございます。町よりも少し遅れて、現在の J A オホーツクの体制というものができましたけれども、行政以上にですね、経営というところの観点から、両農協の取り組み姿勢というものが違って、なかなか私どもも間に入りながら、共通認識には十分立てていないというのが現状かと思ってございます。

しかし、先ほど言ったように、私どもの町は農業なくして、将来語れない場面がたくさんありますので、やはりこの地域全体として同じような認識を持ち、将

来の展望を掲げていかなければならない場面というのが、農業、特にあろうかと思っております。接点を担うのは私ども行政の役割ではないかと考えてございます。少し時間が経ってしまいましたけれども、そういったところで汗をかきながら、この町の農業の発展に私どもとしても取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。

◇後藤議員 質問終わります。

◇議長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後 2 時 0 0 分)

令和元年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 元 年 6 月 1 9 日
- ・ 開 会 令和 元 年 6 月 1 9 日
- ・ 閉 会 令和 元 年 6 月 2 0 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後 藤	忍	7 番	品 田	好 博
2 番	三 條	幸 夫	8 番	齋 藤	宏 司
3 番	上 地	史 隆	9 番	松 岡	克 美
4 番	田 中	裕 之	10 番	深 川	昇
5 番	原 本	哲 己	11 番	松 田	信 行
6 番	沢 出	好 雄	12 番	近 藤	哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長、副町長、総合支所長、会計管理者、総務課長、総務課参事、総務課参事、住民課長、福祉課長、福祉課参事、産業課長、産業課参事、建設課長、建設課参事、地域振興課長、住民福祉課長、総務課主査、生涯学習課長、生涯学習課参事、高校・認定こども園推進室参事、高校・認定こども園推進室参事、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和元年第2回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和元年6月20日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第27号 建物の購入について
- 日程第5 議案第28号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第9 議案第32号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第10 議案第33号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第34号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第35号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第13 議案第36号 大空町森林環境譲与税基金条例制定について
- 日程第14 議案第37号 令和元年度大空町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第38号 令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第39号 令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第40号 令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 発議第4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第19 発議第5号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書
- 日程第20 発議第6号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書
- 日程第21 報告第3号 債権の放棄について
- 日程第22 報告第4号 平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第23 報告第5号 平成30年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況について
- 日程第24 報告第6号 平成30年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について
- 日程第25 報告第7号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	鈴木章夫
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	高校・認定こども園推進室参事	村山修
生涯学習課参事	田端久剛	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井上透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 菊地教男 事務局主幹 田中学

以上のとおり報告する。

令和元年6月20日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、開議宣言

◇議長 おはようございます。

ただいまから令和元年第 2 回大空町議会定例会、第 2 日目の会議を開きます。
暑い方は上着を脱いでよろしいです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において 10 番、深川昇議員及び 11 番、松田信行議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しておりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。以上でございます。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 承認第 7 号

◇議長 日程第 2、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書 1 ページです。承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和元年 6 月 19 日提出、大空町長、山下英二。

3 ページです。専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和元年 5 月 31 日。大空町長、山下英二。

5 ページです。今回の補正予算の専決処分は、平成 30 年度介護サービス事業勘定特別会計において、介護予防サービス計画収入が見込みより減少し、不足額が生じたことに伴い、地方自治法施行令 166 条の 2 により翌年度の歳入を繰り上げて、これに充てることとしたため、歳入歳出予算の専決処分を行ったものでございます。

令和元年度大空町一般会計補正予算（第 2 号）。

令和元年度大空町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億5,531万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和元年5月31日、大空町長、山下英二。

7ページです。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

19款、繰入金に29万1,000円追加し、歳入合計は81億5,531万2,000円とするものです。

8ページ。歳出です。3款、民生費に29万1,000円追加し、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を行います。歳出から行いますので、14、15ページをお開き願います。

3款1項2目、介護保険事業特別会計繰出金、28節、介護サービス事業勘定特別会計繰出金に29万1,000円の追加は、冒頭で申し上げましたとおり、令和元年度歳入を前年に繰り上げて充用するにあたり、不足が生じることから、繰り出すものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、12、13ページをお開き願います。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金に29万1,000円の追加は、今回の財源として繰り入れたものです。

以上、補正予算について御説明申し上げました。御承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第7号専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第3 承認第8号

◇議 長 日程第3、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書17ページをお開きください。承認第8号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり

専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。令和元年6月19日提出、大空町長、山下英二。

19ページをお開きください。専決処分書、地方自治法179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和元年5月31日、大空町長、山下英二。

議案書21ページをお開きください。先ほど一般会計補正予算の専決処分でご説明しました平成30年度介護サービス事業勘定特別会計における収支不足額を補填するための関連予算を専決したものであります。

令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ604万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和元年5月31日、大空町長、山下英二。

議案書23ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2款、繰入金に29万1,000円を追加し、歳入合計は604万3,000円とするものです。

24ページをお開きください。歳出です。3款、前年度繰上充用金として29万1,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出から御説明しますので、30、31ページをお開きください。

3款1項1目22節、前年度繰上充用金に29万1,000円の追加は、介護予防サービス計画収入が見込み件数よりも大幅に減少し、29万26円の収支不足が発生し、その減収分を埋めるためのものでございます。介護保険制度の改正に伴い、これまでサービス事業勘定会計の収入となっていたケアプラン作成に係る収入が保険事業勘定特別会計の収入に移行し、ある程度の減収が見込んでいたものの見込みよりさらに減収となってしまったためでございます。

続きまして歳入の説明をしますので28、29ページをお開きください。

2款1項1目1節、一般会計繰入金に29万1,000円の追加は、繰上充用の財源として一般会計から繰り入れたものでございます。

以上、補正予算について御説明申し上げましたので、御承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第27号

◇議長 日程第4、議案第27号、建物の購入についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書33ページをお開きください。議案第27号、建物の購入について。次のとおり、建物を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。令和元年6月19日提出、大空町長、山下英二。

本件につきましては、人口減少や医療制度改革により、地域医療が厳しい状況に置かれる中、大空町医療計画において基幹病院と位置づけております女満別中央病院が、持続的かつ安定的に地域医療の確保を担っていくことができるよう、町として支援のあり方を検討してきたところであります。

5月の臨時会におきまして、関連する補正予算をお認めいただきましたが、病院建物を町が取得し、病院を運営する法人に貸し付けることで、将来的な経営の安定を図りたく、建物の購入について議決をいただきたいものでございます。

記、1、購入する建物の種類及び規模。病院、鉄筋コンクリート造3階建て、5,273.46平方メートル。

2、建物の所在。大空町女満別西4条4丁目64番45の一部、同じく64番50の一部、同じく247番4の一部。

3、購入の金額。2億1,799万8,000円。

4、購入の相手方。大空町女満別西4条4丁目1番29号、有限会社メディカ、取締役、曾我早奈絵。

大空町議会定例会参考資料1ページから3ページに購入する建物の参考図面を載せております。参考資料1ページには病院建物箇所図を。2ページの上段には外来や検査室などがあります1階の平面図。2ページ下段には一般病床や手術室などがあります2階の平面図。3ページには療養型病床などがあります3階の平面図を載せておりますので、御参照ください。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 2番。一つだけお尋ねしたいと思います。購入については予算のときに質問させていただいておりますので、特に異論はありません。

今度は町が貸し主となるわけですから、外壁の汚れを含めて、基幹病院としての建物として、十分機能が果たせるように不都合なところがあれば早目に対応して、病院としての業務に支障がないように努めていただきたいと思います。

今回の提案にあたって、仮契約か何か済まされているかもしれませんが、この後のスケジュール、建物が今日の議決をもって、いつ大空町のものになるのかということを含めて、今後のスケジュールをお聞かせいただければと思います。

◇議 長 福祉課参事。

◇福祉課参事 ただいま御質問いただきました件でありますけれども、まず、今回の購入にあたりましてのスケジュールを御説明申し上げます。

先日、5月の臨時会におきまして補正の御承認をいただきまして、その後、仮契約を締結している状況でございます。本日のこの提案をお認めいただけましたらば、速やかに本契約を結びまして、その後、登記や引き渡し等の関係の事務手続を経た後に所有権の移転が行われまして、こちらとしましては、7月の早いうち、できれば7月の頭から、法人に貸し付ける形というふうにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、修繕の部分でございますけれども、こちらにつきましては、やはり建築から20年以上経過をしている建物でございますので、特に外壁や屋根の状態は良かれども、水回り等の設備系の経年劣化によるトラブルなどは想定されているところでございますので、そういったところにつきましては、町が実施するとした場合と法人が実施する場合と関係性につきましては、これまでの所有者と現在の法人との間で交わされていたその取り決めに参考をしながら、その修繕のルールと言いましょうか、そういったラインをお互いに決めていきたいと思っておりますけれども、そこは一つ、例えば50万円というラインで考えているところでございます。そういったところで少額な修繕については、これまでどおり法人に担っていただくということで、その方が速やかに対応しやすいというような点から法人にも御理解をいただいているところでございますし、もしも町が実施することでありまして、当然ながら所要の手続が必要になってまいりますけれども、可能な限り迅速に対応してまいりたいというふうに考えておりますし、いずれにしましてもその建物の状況ですとか、それからそういった対応につきましては、法人側とですね、連携を十分にとりながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号、建物の購入についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、建物の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第28号

◇議長 日程第5、議案第28号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書35ページになります。議案第28号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求める。令和元年6月19日提出、大空町長、山下英二。

記、1、契約の目的。中央さくら団地町営住宅H棟建設工事。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約の金額。6,394万3,000円。

4、契約の相手方。大空町女満別西3条4丁目1番10号、株式会社斉藤建設、代表取締役、佐々木裕哉。

中央さくら団地につきましては、大空町営住宅長寿命化計画に基づき、建て替えを平成25年度から実施しております。長寿命化計画では、中央さくら団地9棟20戸を計画しておりますが、そのうち7棟15戸が完成しております。

工事箇所につきましては、定例会参考資料5ページに工事箇所図を掲載しておりますので、そちらで御確認願います。

請負契約にかかる入札につきましては、令和元年6月4日、指名競争入札を行い、6月6日に仮契約を結んだところであります。工期は契約の日からは令和元年10月24日までとしております。本件に関わります工事内容につきましては、1棟3戸、木造平屋建て191.57平方メートルとなっております。

指名競争入札にかかります指名業者につきましては、株式会社河西組、株式会社藤井建設、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、株式会社斉藤建設の4者で入札を執行いたしました。入札の結果、株式会社斉藤建設が落札したところであります。

契約の金額は6,394万3,000円。うち消費税及び地方消費税の合計額は581万3,000円となっております。なお、当工事の契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。以上、提案内容を説明申し上げましたので、御審議賜りますようお願いいたします。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号、工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第29号

◇議長 日程第6、議案第29号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書37ページです。議案第29号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和元年6月19日提出、大空町長、山下英二。

記、1、契約の目的。女満別中学校大規模改修工事（建築主体）。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約の金額。2億3,188万円。

4、契約の相手方。大空町女満別西3条1丁目3番4号、河西・藤井経常建設共同企業体、代表者、株式会社河西組、代表取締役、河西悟。

工事の概要等につきまして御説明申し上げますので、議会定例会参考資料7ページをお開きください。本資料につきましては、議案第29号における女満別中学校大規模改修工事（建築主体）と議案第30号における女満別中学校大規模改修工事（設備）、さらに議決対象ではございませんが、関連する女満別中学校大規模改修工事（電気）についても記載し、まとめた資料となっておりますので、御了承願います。上の表に契約の概要、下に工事概要を示しています。先に下側、工事概要についてです。女満別中学校は校舎が鉄筋コンクリート造、体育館が鉄骨造一部鉄筋コンクリート造で、いずれも2階建て、延床面積4,600平方メートルですが、今回の改修工事では、右側の図斜線部分、校舎のうち1,830平方メートルを改修するものです。工事内容につきましては、主に校舎の屋上、外壁、内装、建具の建築改修工事、及び電気設備、機械設備についての改修工事となっております。

女満別中学校につきましては、昭和46年から昭和48年に建設され、平成2年から平成3年に大規模改修工事を実施しております。前回の大規模改修からでも25年以上が経過し、雨漏り、外壁のひび割れの進行、内装の劣化、電気、機械設備の不具合等など老朽化に伴う支障が生じてきていることから、大規模改修を行おうとするものです。なお、今回の工事範囲以外の部分につきましては、平成30年度改修工事を実施済みとなっております。上の表、工事契約につきまして、左側が議案第29号、本議案で議決を求める女満別中学校大規模改修工事（建築主体）です。

請負に係る入札は令和元年6月4日に指名競争入札により実施しております。

指名競争入札については、河西・藤井経常建設共同企業体、株式会社三共後藤建設美幌支店、船橋西川・ダイイチ経常建設共同企業体、丸田・斉藤経常建設共同企業体の４者で入札を執行し、入札の結果、河西・藤井経常建設共同企業体が落札したものです。

契約の金額は２億３，１８８万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は２，１０８万円となっております。

工期につきましては、契約の日から令和２年１月３１日までの予定としております。なお、当工事請負につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結する予定としております。

以上、御説明申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。２番、三條議員。

◇三條議員 ちょっと１点だけ教えてほしいんですけども、工事の締結については特に異論はないですけども、今回の大規模改修工事でもって中学校の工事が終了ということで理解してよろしいでしょうか。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 今回予定しております工事につきましては、昨年度の工事と本年度の工事で完了の予定でございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２９号、工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２９号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第３０号

◇議 長 日程第７、議案第３０号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書３９ページです。議案第３０号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。令和元年６月１９日提出、大空町長、山下英二。

記、１、契約の目的。女満別中学校大規模改修工事（設備）。

２、契約の方法。指名競争入札。

3、契約の金額。7, 274万3, 000円。

4、契約の相手方。網走市南7条西4丁目6番地2、株式会社そうけん、代表取締役、中村圭。

先の議案第29号と同様となりますが、議会定例会参考資料7ページをお開き願います。工事概要につきましては、議案第29号と同様でございますので省略をさせていただきます。

議案第30号において議決を求める女満別中学校大規模改修工事（設備）の工事契約については、上の表、右側に記載されております。請負に係る入札については、令和元年6月4日に指名競争入札により実施しております。指名競争入札については、株式会社そうけん、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、池田暖房工業株式会社美幌営業所、株式会社カネキ柏原、株式会社三光の以上5者で入札を執行し、入札の結果、株式会社そうけんが落札したものです。

契約の金額は7, 274万3, 000円。うち消費税及び地方消費税の合計額は661万3, 000円となっています。

工期につきましては、契約の日から令和2年1月31日までの予定としています。当工事請負につきましては、本議会で議決をいただいた後、本契約を締結する予定としております。

以上、御説明を申し上げます。御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号、工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第31号

◇議 長 日程第8、議案第31号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書41ページです。議案第31号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。令和元年6月19日提出、大空町長、山下英二。

４３ページが変更条文となっております。

定例会参考資料９ページ、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約新旧対照表により説明いたしますので、参考資料９ページをお開き願います。今回の変更の提案理由につきましては、組織を構成する団体が平成３１年３月３１日に解散し、脱退したことに伴い、規約の一部を変更するもので、別表（２）空知管内の項中、北空知葬斉組合を、日高管内の項中、日高地区交通災害共済組合を、十勝管内の項中、池北三町行政事務組合を削り、改めるものです。附則としてこの規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、提案理由を申し上げました。御審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３１号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第３１号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第３２号

◇議 長 日程第９、議案第３２号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書４５ページです。議案第３２号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について。地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。令和元年６月１９日提出、大空町長、山下英二。

４７ページが変更条文となっております。

定例会参考資料１１ページ、北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約新旧対照表により説明いたしますので、お開き願います。この変更の提案理由につきましては、先ほどお認めいただきました議案第３１号と同様に組織を構成する団体が平成３１年３月３１日に解散し、脱退したことに伴い、規約の一部を変更するもので、別表第１、空知総合振興局の項中、（３３）を（３２）に改め、北空知葬斉組合を削り、日高振興局の項中（１６）を（１５）に改め、日高地区交通災害共済を削り、十勝総合振興局の項中（２４）を（２３）に改め、池北三町行政事務組合を削り、別表第２、９の項中、北空知葬斉組合、日高地区交

通災害共済組合及び池北三町行政事務組合を削り、改めるものです。附則としてこの規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものです。

以上、提案理由を申し上げました。御審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第33号

◇議 長 日程第10、議案第33号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の49ページ、議案第33号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案説明に先立ち、提案に至るまでの私の気持ちや考え方などについて、申し述べたいと存じます。

今回、御提案をすることを私自身も納得をし、庁議などの内部の事務を進めてまいりまして本日の提案となりましたが、この間において新しく北海道知事に就任されました鈴木知事が財政再建の観点から3割の削減提案を行うことを表明されました。私も大空町の財政状況が年々厳しくなっていることを説明してきており、さらに悩むこととなりました。しかしながら、私自身、5年ほど前から町長職の給与の水準について、あれこれと思い、悩み、考えてきた中での今回の報酬等審議会の御答申でもあり、尊重させていただき、答申どおり提案させていただくことといたしました。

私の給与につきましては、旧女満別町長に就任いたしました平成15年6月23日の1週間後の30日、同審議会を開催いただき、86万円であった給料月額を、当時の網走管内の26市町村長で最も低かった白滝村長の72万円と同額とするよう意見を付して、諮問を申し上げたところございました。審議の中では、いろいろな意見はあったものの、結果として同額の72万円という御答申をちょうだいいたしました。当時は現在と比べものにならないほど財政状況は逼迫しており、将来職員給与にも手を加えなければならないのではないかと考えており、まずは自身の給料から減額という思いでございました。それでも一般職員時代か

ら見て大幅に増額となったために、生活に苦勞するようなことはございませんでした。本来であれば、その他の特別職についても減額を考えるとところかもしれませんが、当時、助役は北海道から、教育長は現場の教職員からと考えていたため、減額をしておいて迎えるというのは極めて印象が良くない、そのように考え、私限りの減額としたところでございました。

平成18年、大空町に合併となった際、新町長の給料は東藻琴村、女満別町の給料の合計額の2分の1としたため、一時的に73万9,000円となりましたが、財政状況は旧女満別町時代と同様に逼迫しておりましたので、再び審議会において72万円とするようお願いをし、答申をいただき、現在に至っているところでございます。

審議会の顛末などにより委員の方の御意見を見ますと、町長の給料というものが町村の格付けのように感じていらっしゃる方もいるということが伝わってまいります。低ければ自分たちの町の存在が軽んじられているように感じている方もいるのかもしれませんが。単に低ければ良いというわけではないということを、この間、学んだところでございます。

また、本則では条例を改正し、増額したとしても附則において自身の任期中が実質的に据え置くなどの方法もあるのではないかと考えた場面もございました。他の市町村でも見受けられる手法でございます。しかし、大空町長の給料は私の給料であり、一方では、私以降、町長になられる方の給料でもございます。前任者が1度も支給されたことのない給料を後任の方が受けとれるのかと思うと、躊躇されるのではないかと、私自身が1度は支給をされていなければいけないのではないかと考えたところでございます。

今回の御答申は管内市町村の均衡の中で改定が必要との御判断をいただいたものと存じます。難しい御議論の中での判断に敬意を表するとともに、考え方を尊重し、併せて私の考えてまいりました思いなども加味し、令和2年度から答申内容への改正をお願いしたいと提案に踏み切ったところでございます。御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

具体的な提案の内容につきましては、担当者から説明を申し上げたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◇議長 南部総務課長。

◇総務課長 議案書49ページ、議案第33号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年6月19日提出、大空町長、山下英二。

51ページが改正条文となっております。

定例会参考資料13ページに大空町特別職の給与に関する条例の改正概要を、14ページに新旧対照表を掲載しております。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料13ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、町長が申し上げたとおり今年1月30日の大空町特別職報酬等審議会を開催し、特別職給料、議会議員報酬及び非常勤特別職報酬

の額につきまして、財政状況や管内市町村との均衡を考慮する必要から、それぞれの状況を把握し、諮問したところ、町長の給与について管内市町村との均衡を図るべく見直す必要があるとの意見から、月額3万円引き上げて75万円とすべきとの答申をいただき、これに基づき改めるものでございます。以上、提案理由を申し上げました。御審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第34号

◇議 長 日程第11、議案第34号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書53ページでございます。議案第34号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年6月19日提出、大空町長、山下英二。

議案書55ページ、56ページが改正条文でございます。

議会定例会参考資料15ページに大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を、16ページから29ページに新旧対照表を掲載しております。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料15ページをお開きください。

今回の改正は、大空町国民健康保険運営協議会からの答申に基づき、地方税法施行令の一部を改正する政令において賦課限度額が医療分で3万円引き上げられたことに伴い賦課限度額の引き上げを行うとともに、北海道国民健康保険運営方針において将来的に道内の保険料水準の統一を目指していくことから、標準保険税率の賦課方式にあわせて、町の賦課方式を所得割、平等割、均等割の3方式とするため資産割を廃止するものです。

廃止しようとする資産割の保険税率は、医療分で19%、支援金分で4%の合計23%です。なお、令和元年度の所得割、平等割、均等割の保険税率につつま

しては、据え置くことといたしました。

課税額について関係条文は第2条第2項です。賦課限度額を58万円から3万円引き上げ61万円とするものです。

国民健康保険の被保険者に係る資産割額について、関係条文は第4条です。医療分の資産割額の廃止に伴い条を削除するものです。

国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額について、関係条文は第7条です。後期高齢者支援金分等の資産割額の廃止に伴い条を削除するものです。

国民健康保険税の減額について、関係条文は第23条です。賦課限度額の引き上げに伴い所要の規定を整備いたします。また、第2条第2項、同条第3項、第5条から第27条及び附則第4項から第16項については、資産割の廃止及び条の削除に伴う所要の規定を整備いたします。

以上の改正は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。附則第2項、適用区分は令和元年度以後の国民健康保険税から適用し、平成30年度以前の国民健康保険税は従前の例によるものとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 2番。ちょっと1点教えて欲しいんですけども、今までは賦課方式の中に資産割が含まれていて、今回から資産割を廃止するというの流れですが、周辺の町の状況を聞くと、一気に廃止しないで徐々に資産割を廃止していくというところもあるようです。大空町の昨年度の資産割のおおよその額、それと資産割を廃止することによって最高限度額のほうに影響が出ているのかどうかを含めてお知らせいただきたいと思います。

審議会で決まったことですから、それは変更どうのこうのとはならないと思いますが、過去から資産割の部分については、いろいろな議論として期待されていたところがあるんですけども、逆に資産割を廃止することによって、経過措置を設けるってことなんですけれども、その資産割を負担していた人たちがどれだけの恩恵をこうむるのか。その辺わかる範囲で結構です。教えていただければと思います。

◇議長 福祉課長。

◇福祉課長 今回、保険税の決定にあたりまして、従前の保険税によるもの及び資産割を廃止した場合の保険税について、検討も併せて行っております。

今回、資産割を廃止した場合については、従前の試算方式よりも大体900万円程度減額となるところでございます。また、この資産割につきましては、北海道が今後統一をかけていく方式と合わすことで考えておりまして、本年度につきましては、限度額の引き上げ及び繰越金等を試算いたしまして、この資産割を廃止した内容で進めていけるという方針に基づきまして、決定したものでございます。

今回の限度額の影響につきましては、資産割を廃止した場合については、大体限度額、昨年が全体の２４％であったのが、大体１８％ぐらいまで限度額の対象が割合としては減少するという内容となりました。

今回、６年間の経過措置がございまして、その中で資産割を含めて検討することも考えておったところでございますが、今年については、もともと管内的にも資産割が割合的に少ないという状況もございまして、まずは資産割を廃止することということで、今後の保険税率の検討を進めていきたいという方針となったところでございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３４号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第３４号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第３５号

◇議 長 日程第１２、議案第３５号、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課参事。

◇総務課参事 議案書５７ページでございます。議案第３５号、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年６月１９日提出、大空町長、山下英二。

本案につきましては、消費税法等の改正により、本年１０月１日から消費税率及び地方消費税率が引き上げとなることに伴い、公の施設における現行の使用料などを規定した関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の具体的な内容につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の３１ページをお開き願います。消費税率及び地方消費税の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表です。

初めに大空町行政財産使用料条例の一部改正ですが、第２条第１号中、１００分の４．３を１００分の４．４に、第２号中、１００分の１０８を１００分の１１０に改めます。

続きまして、大空町役場庁舎の目的外利用及び使用料条例につきましては、別

表第1、使用料の表中、議事堂文化ホール、8,640円を8,800円に、1階1号会議室、2,160円を2,200円に改めます。

32ページをお開き願います。大空町女満別研修会館条例につきましては、別表中、大会議室、2,800円を2,900円に、和室450円を500円に改めます。

大空町東藻琴診療所条例につきましては、別表(1)使用料の表中、死体検案料7,600円を7,700円に、死後処理料3,100円を3,200円に、33ページに移りまして、(2)手数料の表、意見書の項中5,400円を5,500円に、4,320円を4,400円に、3,240円を3,300円に改めます。

中段の大空町農業研修生等受入施設条例は、別表の短期滞在2,160円を2,200円に、長期滞在3万2,400円を3万3,000円とします。

次に大空町営牧野条例につきましては、別表中の216円を220円に、270円を275円に改めるものです。

続きまして34ページをお開き願います。大空町簡易水道事業給水条例につきましては、別表第1、女満別本町地区、高台地区、1、専用給水計量制、表の右2つの欄、基本料金と超過料金の額ですが、それぞれ1,468円を1,495円に、183円を186円に改めます。さらに2、メーター使用料につきまして、口径に応じて143円を146円に、205円を209円に、236円を240円に、298円を304円とします。次に別表第2、東藻琴地区につきましても、1、専用給水計量制の基本料金1,123円を1,144円に、超過料金の140円を143円に改めます。また、2、メーター使用料につきましては、先ほどの別表第1、女満別地区と同様の改正をするものでございます。

続きまして35ページでございます。大空町下水道事業条例の一部改正ですが、別表第1、女満別地区公共下水道の1、使用料の表、一般汚水の基本料金1,650円を1,680円に、超過料金206円を210円に、公衆浴場等の汚水10,260円を10,450円に、102円を104円に改めます。また、2、メーター使用料につきましては、口径に応じて164円を167円に、225円を229円に、246円を250円に、318円を324円とします。下段、別表第2、東藻琴地区の1、使用料につきましては、一般の汚水の基本料金1,529円を1,557円に、超過料金191円を194円に改めます。2、メーター使用料につきましては、別表第1の女満別地区と同額の改正をするものでございます。

次に36ページをお開き願います。大空町個別排水処理施設管理条例の改正ですが、第10条の表中、人槽区分ごとの月額4,015円を4,089円に、4,324円を4,404円に、4,526円を4,610円に、4,918円を5,009円に、5,666円を5,771円に改めます。

次の大空町道路占用料徴収条例につきましては、第2条第3項の100分の108を100分の110に改めます。

下段、大空町普通河川管理条例につきましては、別表の１、流水占用料の表、３７ページに移りまして、中ほどの２、土地占用料、めくっていただきまして３８ページに掛けてでございますが、それぞれ表中の文言、１００分の１０８を１００分の１１０といたします。

同じ３８ページ下の大空町準用河川占用料等徴収条例につきましては、１、流水占用料、また、３９ページに移りまして、中程の２、土地占用料、さらにめくっていただきまして、４０ページに掛けてであります。こちらもそれぞれ表中の１００分の１０８を１００分の１１０に改めます。

４１ページをご覧ください。大空町都市公園条例の改正ですが、第１０条の本文さらに別表第２、備考欄の１００分の１０８を１００分の１１０にそれぞれ改正いたします。

次に下段の大空町メルヘン公園条例につきましては、別表の１、新規就農者技術習得管理施設、世帯向けと単身者向けの使用料につきまして、使用料の区分に応じて３，２４０円を３，３００円に、２，１６０円を２，２００円に、２万７，０００円を２万７，５００円に、２１，６００円を２２，０００円に改めます。

４２ページをお開き願います。大空町藻琴山温泉芝桜公園条例につきましては、第６条第２項及び別表第２、備考欄中の１００分の１０８を１００分の１１０に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年１０月１日から施行することとし、経過措置として、第２条第１項この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料につきましては、なお従前の例による。

第２項、この条例による改正後の規定、第７条の規定による改正後の大空町簡易水道事業給水条例別表第１及び別表第２の規定並びに第８条の規定による改正後の大空町下水道事業条例別表第１及び別表第２の規定を除くは、施行日以後に納付すべき事由が生じた使用料について準用し、同日前に納付すべき事由が生じた使用料については、なお従前の例による。

４３ページに移りまして、第３項、第７条の規定による改正後の大空町簡易水道事業給水条例別表第１及び別表第２の規定は、この条例の施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金及び施行日前から継続して供給している水道の使用であって、施行日から令和元年１１月３０日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

第４項、第８条の規定による改正後の大空町下水道事業条例別表第１及び別表第２の規定は、この条例の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から令和元年１１月３０日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例によることとしております。以上、提案理由の説明を申し上げますので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時08分)

(再開 午前11時18分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第36号

◇議 長 日程第13、議案第36号、大空町森林環境譲与税基金条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。藤田産業課長。

◇産業課長 議案書65ページになります。議案第36号、大空町森林環境譲与税基金条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年6月19日提出、大空町長、山下英二。

議案書67ページをお開き願います。大空町森林環境譲与税基金条例。

森林には地球温暖化防止や国土保全、自然災害の防止など、多くの公的機能があり、国民に広く恩恵が与えられており、森林整備を進めることは、国土、国民の命を守ることにつながっております。

しかし、近年、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明による未整備林が増加し、また、森林整備における担い手不足などが課題となっております。

これらの課題解決に向け、間伐や路網整備等の森林整備や担い手の育成、木材利用の促進などに充てる財源を広く国民から求めるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布となり、4月1日から施行されました。森林環境譲与税は先行して令和元年度から譲与され、国民から負担を求める森林環境税は令和6年度から課税されることとなっております。

大空町では譲与税の財源を活用し、森林整備における森林所有者の負担をさらに軽減し、推進を図るため、既存の補助制度を廃止し新たな補助制度を創設するとともに、次年度以降において、新規事業への取り組み等に活用できるよう、大

空町森林環境譲与税基金を設置し、積み立てるものであります。

条例の内容につきましては、第1条の設置は、森林施業や人材の育成、木材利用の促進、普及啓発などの財源に充てるため基金を設置する目的について。第2条の積み立ては、国から譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算で定める額を積み立てることについて。第3条の管理は、基金に属する現金は金融機関への預金など確実かつ有利な方法による保管、また必要に応じ有価証券に代えることができることについて。第4条の処分は、設置目的の財源に充てるため、歳入歳出予算に計上し処分できることについて。第5条の運用益金の処理は、基金の運用による収益、基金を原資とした事業により発生する収益は予算に計上し、基金に編入することについて。第6条の繰替運用等は、財政上必要があるときは確実な繰戻しの方法、期間、利率を定めて、歳計現金に繰り替え、または一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れて運用することについて。第7条の委任は、この条例のほか、基金の管理に関して必要な事項は町長が別に定めることをそれぞれ規定するものであります。

附則としまして、68ページになりますが、公布の日から施行するものであります。以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号、大空町森林環境譲与税基金条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、大空町森林環境譲与税基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第37号

◇議 長 日程第14、議案第37号、令和元年度大空町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書69ページです。議案第37号、令和元年度大空町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度大空町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,661万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億8,192万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、第3表、地方債補正による。

一時借入金、第4条、一時借入金の借り入れの最高額に2億2,000万円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を13億9,000万円とする。令和元年6月19日提出、大空町長、山下英二。

71ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2款、地方譲与税に754万1,000円追加。15款、国庫支出金に2億591万8,000円追加。16款、道支出金に8,375万9,000円追加。17款、財産収入に4,188万6,000円追加。18款、寄附金に120万円追加。19款、繰入金から7,119万6,000円減額。20款、繰越金に1億2,236万2,000円追加。21款、諸収入に1,164万5,000円追加。22款、町債に2億2,350万円追加。歳入合計は6億2,661万5,000円追加し、87億8,192万7,000円とするものです。

72ページ、歳出です。2款、総務費に5,055万3,000円追加。3款、民生費に3億1,319万2,000円追加。4款、衛生費に326万3,000円追加。6款、農林水産業費に2億1,037万8,000円追加。7款、商工費に44万6,000円追加。8款、土木費に600万円追加。9款、消防費に136万7,000円追加。10款、教育費に3,691万8,000円追加。12款、職員給与費に449万8,000円追加し、歳出合計は6億2,661万5,000円追加し、歳入合計と同額にするものです。

73ページ、債務負担行為補正。1、追加です。認定こども園整備事業は、大空町社会福祉協議会が実施主体となって、女満別地区認定こども園を令和2年秋開設に向けて私設整備を行うにあたり、その経費に係る補助を行うための債務負担行為を設定するものです。期間は令和2年度とし、限度額は7億4,002万円とするものです。

74ページ、第3表、地方債補正。1、追加です。地域情報通信基盤整備推進事業債は光通信網による高速ブロードバンドサービス提供に向けた高度無線環境整備実施計画業務委託料に係る財源として借り入れるもので、過疎債を予定し、限度額2,350万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

2、変更です。認定こども園整備事業債は、限度額に1億9,890万円追加し、2億9,700万円に変更するのは、債務負担行為補正で説明しました、女満別地区認定こども園の本年度分の施設整備費に係る補助金の財源として。高校魅力化推進事業債は、限度額に110万円追加し、500万円に変更するのは、学校教育や放課後学習支援、公設塾などで活用するデジタルホワイトボード導入費の財源として増額するもので、いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を行います。歳出から行いますので、８２、８３ページをお開きください。

２款１項２目、職員研修事業、９節、研修旅費に３０万３，０００円の追加は、北海道への研修生派遣に伴う旅費に係るものです。

３目、広報広聴事業、１２節、広告料として１９万７，０００円の追加は、行政情報の提供やイベント情報の告知など、地域ＦＭ放送局に依頼するためのものでございます。

６目、公有財産管理費、１１節、修繕料に２０万円の追加及び飛びますが１６節の補修用原材料に２０万円の追加は、企業が外国人技能実習生を受け入れるための住宅確保の一助として、町有住宅の貸し付けに当たり一部改修が必要なため、その費用を計上するものです。１２節、公有物件災害共済保険料に２７万円の追加は、議案第２７号で購入をお認めいただきました病院建物及び旧網走信用金庫東藻琴支店の取得に伴うものでございます。１５節、東藻琴地区温水送湯ポンプ取替工事に６４万８，０００円の追加は、温泉ポンプ室の送湯ポンプの更新に。東藻琴地区駐車場整備工事に２８４万１，０００の追加は、地域振興施設等利用者駐車場の整備に。旧網走信用金庫東藻琴支店建物改修工事に１，２１９万９，０００円の追加は、大空町商工会東藻琴支所の入居に際し、改修が必要なため、それぞれ費用を計上するものです。

７目、地域情報通信基盤整備事業推進事業、９節、普通旅費から１４節、自動車駐車料まで総額２，３６９万円の追加は、第３表、地方債補正で説明しました光通信網による高速ブロードバンドサービス提供に向けた高度無線環境整備実施設計業務に必要な費用を計上するものです。

８目、総合支所庁舎管理費、１１節、修繕料に５０万５，０００円の追加は、暖房用重油タンク給湯管の改修に伴うものです。

９目、減債基金積立金、２５節、積立金に９２５万９，０００円の追加は、資金運用に係る預金利子及び債権運用益を積み立てるものです。

４項３目、参議院議員選挙費、４節、臨時職員雇用保険料、７節、賃金として総額３１万１，０００円の追加は、期日前投票所事務従事に必要な人件費を計上するものです。

８４、８５ページになります。３款１項１目、国民健康保険事業特別会計繰出金、２８節、繰出金から４４万２，０００円の減額は、保険基盤安定負担金の減によるものです。地域福祉・医療基金管理費、２５節、積立金に３，２０４万５，０００円の追加は、議案第２７号で購入をお認めいただきました病院建物及びその土地９カ月分の貸付料全額を積み立てるものです。プレミアム付商品券事業、４節、臨時職員雇用保険料から１３節、対象者抽出システム構築委託料として総額１，０４５万３，０００円の追加は、消費税等の引き上げによる消費への影響緩和と消費を喚起、下支えするために必要な費用を計上するものです。

３目、障害者相談支援事業、１４節、障がい者福祉計画相談支援システムライセンス更新料として、７７万７，０００円の追加は導入から５年が経過し、新た

にライセンス取得が必要なことから、その費用を計上するものです。

2 項 1 目、子ども・子育て支援事業、1 3 節、システム改修業務委託料として 6 8 0 万円の追加は、本年 1 0 月から開始されます幼児教育無償化に対応するための改修費用を計上するものです。

4 目、認定こども園整備事業、1 9 節、補助金に 2 億 6, 3 5 5 万 9, 0 0 0 円の追加は、第 3 表、地方債補正で説明しました女満別地区認定こども園の開設に向けた本年度分施設整備に係る補助金を計上するものです。

4 款 1 項 1 目、女満別中央病院医療環境充実事業、1 1 節、修繕料として 1 5 0 万円の追加は、病院建物の修繕費用を計上するものです。

2 目、各種疾病予防対策事業、1 1 節、印刷製本費から 8 6、8 7 ページ、1 9 節、任意予防接種助成金として総額 2 9 2 万 7, 0 0 0 円の追加は、風疹の追加的対策による定期接種対象年齢の拡大及びロタウイルスワクチンを任意予防接種に加えることから、その費用を計上するものです。

3 目、簡易水道事業特別会計繰出金、2 8 節、繰出金から 3 1 6 万 2, 0 0 0 円の減額は、前年度繰越金の計上及び人事異動によるものです。

5 目、健康増進事業、4 節、臨時職員雇用保険料及び社会保険料、7 節、賃金として総額 1 9 9 万 8, 0 0 0 円の追加は、産前産後休暇及び育児休業取得に伴う代替保健師の雇用によるものです。

6 款 1 項 3 目、畑作構造転換事業、1 9 節、補助金として 3, 6 1 1 万 4, 0 0 0 円の追加は、畑作産地の労働不足に対応するための省力機械の導入及び先進的技術作業体系の導入に伴うもの。次に強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業、1 9 節、補助金として 1, 2 1 7 万 6, 0 0 0 円の追加は、農業の担い手が経営基盤確立に向けた機械等の導入に伴うもの。

4 目、畜産基盤整備事業補助金、1 9 節、補助金として 1 億 5, 1 7 2 万 3, 0 0 0 円の追加は、酪農家が規模拡大と乳量生産量の増加による収益強化のための家畜飼養管理施設等の整備に伴うもの。

7 目、網走川地区国営造成施設管理体制整備促進事業、1 9 節、補助金に 5 0 0 万円の追加は、豊住排水機場調整弁の修繕に対し、それぞれ支援するものでございます。

2 項 1 目、森林整備推進対策事業補助金、1 9 節、補助金から 7 0 5 万円の減額。緑豊かな森づくり事業補助金、1 9 節、補助金として 1, 0 5 9 万 7, 0 0 0 円の追加。森林環境譲与税基金管理費、2 5 節、積立金として 1 8 1 万 8, 0 0 0 円の追加は、森林整備や担い手の育成、木材利用の促進等のために今年度から譲与される森林環境贈与税の財源を活用するため森林所有者のさらなる負担軽減を図るべく、既存の森林整備推進対策事業補助金を廃止し、新たに緑豊かな森づくり事業補助金を創設して、一層の森林整備を推進するとともに、財源充当後の残額を次年度以降の森林整備等に充てるため議案 3 6 号でお認めいただいた基金に積み立てるものです。

7 款 1 項 1 目、商工会補助金、8 8、8 9 ページになります。1 9 節、補助金

に19万7,000円の追加は、商工会東藻琴支所移転に伴う管理費増に伴うものです。

2目、観光振興一般事務費、13節、大空八景案内看板等撤去設置業務委託料として24万9,000円の追加は、設置場所の変更に伴い、案内看板の撤去移設費を計上するものです。

8款2項2目、道路維持補修事業、15節、補修工事に600万円の追加は、舗装面の凍上等による被害発生に対応するためのものです。

9款1項2目、網走地区消防組合大空消防署費負担金、19節、負担金に16万7,000円の追加は人事異動による職員人件費の増に伴うもの。

3目、網走地区消防組合女満別消防団費負担金、19節、負担金に120万円の追加は、消防力向上のための寄附を受け、女満別消防団100年記念事業助成金に充てるものです。

10款1項2目、子ども未来づくり教育基金積立金、25節、積立金として、3,032万3,000円の追加は、繰越金の一部を財源として積み立てるものです。

4項2目、高校魅力化推進事業、9節、普通旅費から19節、諸会議負担金まで総額656万7,000円の追加は、魅力ある新しい高校づくりを進めるため実践研修や公設塾研修、それと第3表、地方債補正で説明しました学校教育放課後学習支援に向けたデジタルホワイトボードの導入、また、ICT機器の導入やインターネット環境整備に必要な費用を計上するものです。

90、91ページであります。4目、東藻琴高等学校寄宿舎管理費、7節、嘱託寮監賃金に2万8,000円の追加は、夜間勤務に伴う割り増し賃金を計上するものです。

12款1項1目、職員給与費、2節、一般給与費から19節、福祉協会負担金まで総額449万8,000円の追加は、4月1日付け人事異動に伴う会計間異動等による増で、今回整理させていただくものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。78、79ページをお開きください。

2款4項1目1節、森林環境譲与税として754万1,000円の追加は、歳出で説明しました森林整備や担い手の育成、木材利用の促進、普及啓発のために本年度から譲与されるものです。

15款1項2目1節、国民健康保険基盤安定負担金から58万5,000円の減額は、保険者支援分の基礎となる平均保険税の額の変更に伴うものです。

2項2目2節、保育所等整備交付金として4,001万8,000円の追加は、地方債補正及び歳出で説明いたしました認定こども園整備事業に係る国の交付金です。3節、プレミアム付商品券事業事務費補助金として、415万2,000円の追加、同じく事業費補助金として630万円の追加は、歳出で説明しましたプレミアム付商品券事業に係る国の補助金です。

4目1節、農地耕作条件改善事業補助金に400万円の追加は、農地工作条件改善事業に係る国の補助率変更に伴うものです。2節、畜産・酪農収益力強化整

備等特別対策事業補助金として１億５，１７２万３，０００円の追加は、歳出で説明しました畜産基盤整備事業補助金の家畜飼養管理施設等整備費に係る国の補助金です。

３項１目２節、参議院議員選挙委託金に３１万円の追加は、歳出で説明しました参議院議員選挙費に係る国の委託金です。

１６款１項１目１節、国民健康保険基盤安定負担金に２５万３，０００円の追加は、保険税軽減分の軽減対象者増に伴うものです。

２項２目４節、子ども・子育て支援システム改修事業補助金として６８０万円の追加は、歳出で説明しました子ども・子育て支援事業に係る道の補助金です。

４目１節、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金に３６９万４，０００円の追加は、歳出で説明いたしました豊住排水機場調整弁の修繕に。畑作構造転換事業補助金として３，６１１万４，０００の追加は、省力作業機械及び先進的技術作業体系の導入に。強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業として１，２１７万６，０００円の追加は、農業の担い手が経営基盤確立に向けた機械等の導入に係る道の補助金でございます。

５目４節、認定こども園施設整備交付金として２，４７２万２，０００円の追加は、地方債補正、歳出で説明しました認定こども園整備事業に係る道の交付金です。

１７款１項１目１節、土地貸付料に１５０万９，０００円の追加及び２節、病院建物貸付料として３，０５３万６，０００円の追加は、病院建物及び土地の９か月分の貸付料です。その他貸付料に６万円の追加は外国人技能実習生受入に伴う８か月分の住宅貸付料でございます。

２目１節、減債基金利子に９２５万９，０００円の追加は、資金運用に係る預金利子債券運用益によるものです。出資配当金として５２万２，０００円の追加は、網走地区森林組合出資金に対しての配当によるものです。

８０、８１ページ。１８款１項１目１節、一般寄附金１２０万円の追加は、２件の寄附によるものです。

１９款１項１目１節、財政調整基金繰入金から８，６９６万６，０００円の減額は、今回の補正の財源調整にするものです。

２目１節、地域福祉・医療基金繰入金に１５０万円の追加は、女満別中央病院医療環境等充実事業に係る財源として繰り入れるものです。

４目１節、公共施設等整備基金繰入金から４００万円の減額は、農地耕作条件改善事業補助金の増に伴い繰入金を減額するものです。

５目１節、地域振興基金繰入金に１，４９７万円の追加は、東藻琴地区駐車場整備工事及び旧網走信用金庫東藻琴支店建物改修工事に伴う財源として繰り入れるものです。

７目１節、子ども未来づくり教育基金繰入金に３３０万円の追加は、高校魅力化推進事業に係る財源として繰り入れるものです。

２０款１項１目１節、前年度繰越金に１億２，２３６万２，０００円の追加は、

繰越金全額を計上するものです。

21款4項7目1節、臨時職員等雇用保険料納付金に7,000円の追加は、新たに2名の雇用に伴うものです。

11目1節、前年度介護保険事業勘定特別会計繰出金返還金として444万2,000円の追加は、前年度事業の確定によるもの。前年度指定管理料精算金として597万8,000円の追加は、指定管理料確定に伴う精算によるもの。住宅改修負担金として、40万円の追加は、歳出で説明いたしました公有財産管理費の外国人技能実習生受入住宅改修に係る受入企業負担分として納付していただくもの。前年度豊住保育園保育業務委託料精算金として81万8,000円の追加は、業務量確定に伴う精算によるものです。

21款の町債につきましては、第2表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算について御説明申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(休憩 午前11時48分)

(再開 午前 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第37号の議事を続けます。これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 2番。まず歳入の79ページ、財産収入、建物貸付収入の病院の貸付料、先ほど説明あったんですけれども、建物が月幾らで、土地も含まれていると思うんですけれども、詳しく説明いただければありがたいと思います。

歳出のほうもよろしいでしょうか。83ページの企画振興費の13節、地域情報通信基盤整備推進事業、高度無線環境整備ということで実施設計では今回予算計上されていますけれども、何回かお話を聞いている限り、実施後の維持等に相当経費がかかるのかなと懸念もしておりますし、事業そのものも、いまいち、と町民の皆さんにとっては、この言葉に対しての意味がわからないような気がします。できれば、簡単でいいんですけれども、この事業の概要とそれから今後のスケジュールをお聞かせいただければと思います。

89ページの高校魅力化推進事業。13節の委託料、情報通信環境構築業務委託料330万円の委託の目的と内訳を聞かせてください。将来、両校舎の利用方法が、いまいち私は見えていません。先行しての投資かもしれませんが、女満別高校校舎は今現在払い下げで北海道とも協議をされていると思いますけれども、当然、北海道から財産の払い下げということになると用途指定がされるというように想像しております。用途指定の部分については可能な範囲で結構ですので、お答えをいただければと思います。以上よろしくお願いします。

◇議 長 鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 まず1点目に質問がございました、歳入79ページの財産貸付収入の計算方法などにつきまして御説明を申し上げたいと思います。

ほかの普通財産貸付の事例と同様に、このケースにつきましても、大空町行政財産使用料条例に倣いまして算出をしているところでございます。土地の貸付料につきましては、土地の時価に対しまして100分の4を乗じて得た額。建物貸付料につきましては、建物の複成価格や経過年数、耐用年数等で算出した額で計算をしております。

なお、先ほどもスケジュールの中で御説明しましたけれども、建物の売買が完了しまして、所有権の移転などを行いました後、7月からの賃貸借を予定しております、今回の補正予算につきましては、7月から3月までの9カ月分の歳入となっているところでございます。

なお、行政財産使用料条例におきましては、使用料は年額により算出するというにされておりますけれども、理由がある場合にありましては、分割して納付させることができるとされておまして、本貸付料につきましても、経営支援といった観点から、月額での納付を想定しているところでございます。土地と建物を合わせました貸付料の月額を説明させていただきますけれども、351万9,000円ほどになってございまして、こちらは10月の増税後になりますと358万1,000円ほどに上りますけれども、そういったことで見込んでいるところでございます。

◇議 長 南部総務課長。

◇総務課長 御質問のありました地域情報通信基盤整備推進事業。先に事業の概要ということで説明をさせていただきますけれども、大空町におきまして、光通信網の整備をされているのは、市街地中心部、女満別地区、東藻琴地区でございます。その他農村地区においては、距離が離れていると、またそれにかかる経費がかかるというようなことから、通信事業者による光網の整備がされていないという現状でございます。

昨今の経済や社会活動、また私どもの日常生活において、インターネットまたはICT環境についての役割は大きくなってきているということが言われております。以前、電気、水道、道路というのはインフラというふうに言われましたけれども、この光通信網、情報についてもインフラ整備の一つと言えるものだというふうに置いておりますし、最近いろんな情報を取るにあたっても、日々の生活において、情報を取得するための光通信網は不可欠であろうというふうに私どもは思っております。

そこで大空町、いろいろ情報提供するにあたって、市街地中心地区と農村地区との情報伝達の手法、また時間がかかるというようなことから、格差が出ているというようなこともありますので、今回、この事業によってですね、農村地域に光ファイバー伝送網というものを張りめぐらしまして、情報基盤の整備を図っていきたいというふうに考えております。

具体的な数字はこれから煮詰まってくるわけですが、概算としまして、やはり距離もございます、約160キロ程度の伝送網を整備しなきゃならないということから、整備費用では18億から19億円程度かかるというふうに想定しておりますけれども、これについては、今回の実施設計をやるにあたり、具体的な数字が出てくるだろうというふうに思っておりますし、先ほどもう一つ説明がありました維持費というようなことでは、当然整備をした後には、その設備の維持管理は出てくるわけでございます。これについては、どのようなことをしていくかということで今私どもの整備するに当たっては、電気通信事業者と協議をしている中では、民設民営という形で進めていこうということで話をしております。ですから整備後については、民設ということですので、電気通信事業者が行うようになると思いますけれども、ただ、やはり広大な地域と、それと加入者がどれだけ入ってくるかということも考えなければならない中で、民設民営であっても一部負担金を求められることもあり得るだろうということも想定しております。これらについては、この事業を進めるに当たっては、やはり整備をした地域の皆様の御協力というのは、加入をしていただくことがまず大きな前提になってきますので、その加入に当たって、これからは町としては、進めていきたいというふうに思っております。

今後のスケジュールということでございます。今、国のほうでは高度無線整備環境整備推進事業というものを国が今年から事業開始してございます。それに向けて、事業に乗りたいというようなことから、今年度においては、この詳細設計を行って、どれぐらいの整備が必要なのか。また、運営方法もどういう方法が一番いいのかということも再度、精査をして、国の事業申請を進めていって、できれば、今年でできればいいですけど、ちょっと難しいと思いますが、令和2年、3年度の整備を目指していきたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、今回の補正予算で計上する実施設計につきましては、光ファイバー伝送網の敷設ルートをどうするか、また、集落の状況と言ってますね、ここまで本当に、この通信網が必要なのか否か、その調査もしていきたい。さらには、場所によっては光ファイバーではなくて、無線による通信でも可能かどうかというようなところも調査をしていきたい。さらに当然、電子通信事業者の電柱ですとか電力会社の電柱等々を使うことになりますので、電柱の加重計算、要するにファイバーを敷設するに当たってその電柱が持ちこたえられるかどうかという調査もしなければならないようなこともありましたので、今回この実施設計の中に網羅して進めていこうということで考えております。以上でございます。

◇議長 友西高校・認定こども園推進室参事。

◇高校・認定こども園推進室参事 三條議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、今回の補正予算額の情報通信環境の委託料の件につきましてですが、今回、東藻琴高校と女満別高校に情報通信技術のICT環境整備ということで、予算要求をさせていただいております。

今回の環境整備の目的につきましては、両校の教育活動の充実発展、魅力化の

推進、あと円滑な再編統合に向けまして、両校にデジタルホワイトボードのIT機器、そしてインターネット環境を整備させていただきたいと思っております。両校にデジタルホワイトボードを置きまして、両校つなぎまして、双方向のコミュニケーションを図るような機器を導入したいと思っております。デジタルホワイトボードにつきましては、ウェブカメラとマイクを内蔵しておりまして、双方向のコミュニケーションを図ることができます。導入するデジタルホワイトボードにつきましては、公設塾での活用、授業や生徒会、学校行事での活用のほか、教職員の統合業務、今、先生方が一生懸命されているんですけども、その活用をいただいて、少しでも先生方の負担軽減を図りたいと思っております。

続きまして、女満別高校の校舎の関係ですけれども、道立高校の女満別高校の町立移管につきましては、昨年4月に北海道教育委員会教育長に対しまして、町長、議会議長、教育委員会委員長の三者連名で新設校の整備に向けました要望書を提出しておりまして、その中に、女満別高校の校舎の譲与ということで要望をしております。道教委とは継続的に協議を進めておりまして、道教委からは、来年度予算をめどに一定の方向性を示せるように準備を進めているとお聞きしております。今後も精力的に協議を進めてまいりたいと思います。

次に女満別高校の校舎を受けた後の用途や年数の制限についてでございますけれども、北海道がほかの地方公共団体に施設等の財産を譲与する場合、規定上、用途や期間を指定しなければならないという規定があります。譲与された地方公共団体には一定の制限がかかることになります。譲与された施設の用途につきましては、営利目的や利益を上げるものとして使用することは認められないという制限で、現在、当町で検討している用途は学校を基本とした公用の施設としての利用でありますので、特に問題はないと考えております。また用途に応じた使用期間については、10年間という定めがありまして、その期間中、用途変更や所有権に制限がかかることになります。町立移管後の女満別高校の活用につきましては、これらの規定を踏まえまして適切に活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

◇議長 2番、三條議員に申し上げますけど、今の高校に関しての答弁の中での用途指定に関する部分については、議題から外れる部分でないかと受けとめますので、その部分についての再質問は控えていただきたいと思います。2番、三條議員。

◇三條議員 2番。情報基盤の関係については、金額も結構大きい金額になると思います。それだけに、やはり町民の皆さんの十分な理解を得たうえで進めていくということでやっていただきたいなと思います。いろんな関係団体を含めて、協力してもらいながら進めていくということをぜひやっていただきたい。

農村地域ということで前に後継者の花嫁対策等でもちょっと質問させていただいたことがあるんですけども、将来の農家の戸数が減っていくことも想定される部分については、今後、どうしていくのかということも含めて、今答弁要りませんけれども、後で過大な投資をして失敗したなっていうに進めていって

いただきたいなというふうに思います。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 大変大きな事業になるというふうに私どもも思っております。これだけ大きい投資をして使われないということになりますと、またこれも大変なことでございますので、私どもとしましては、関係機関、また、特に町内であれば、農協のほうにもお話をしているところでございますし、これを御理解いただいて加入促進につなげていきたいというふうに思っておりますし、併せて、やはり住民の皆様の方に事業説明を行いながら、この通信基盤整備後に利用してもらえるような働きかけもしてまいりたいというふうに思っております。

また、いろんな家庭の事情だとか、中には、この施設は要らないというような方もいらっしゃるというようなことの調査も含めてこの中でしていきたいというふうに考えておりますので御理解賜りたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。簡潔にお聞かせをいただきたいと思います。まず歳入についてであります。78ページ、79ページの2款4項1目1節の森林環境譲与税754万円であります。今年度からということも説明をお聞きしましたが、この中で産建の資料でも試算のほうを見させていただきましたが、令和4年以降1,000万円以上と。この計算式の中で人口も入っている中で、令和15年まで丁寧に説明はあるんですが、実際に増加していくと、このことについて改めて詳しくお聞きしたいなと。

そして、あともう1点だけ。歳出についてであります。86ページ、87ページの6款2項1目の19節ですね、真ん中ら辺の緑豊かな森づくり事業補助金1,059万とあります。これも関連するものというふうに説明は聞きましたが、森林整備推進対策事業補助金705万円をこの中に含めたというふうに説明もお聞きしました。その中で利用としては、木材利用、そして人材育成、あとは森林整備というふうに説明もお伺いしました。その中でもう少し具体的にお聞かせをいただけたらと思います。以上2点です。

◇議 長 藤田産業課長。

◇産業課長 上地議員の質問にお答えしたいと思います。まず、歳入の森林環境譲与税でございますけれども、これにつきましては、令和元年度からの導入ということで、予算計上をさせていただいたところです。

議員がおっしゃっていましたが、おおむね3年程度ごとに令和15年度で譲与税の算出基準に基づいた譲与税が配分されるということになっております。この譲与税の配分につきましては、森林環境税をもとにいたしまして、譲与税として配分されるということになってございまして、森林環境譲与税につきましては先ほど基金の条例の説明の際にも御説明をしておりますが、令和6年度から税として課税されるということになっております。その間におきましては、国が特別会計の資金を借入して譲与税として配分してくるというようなことになってございます。

令和元年から３年度までは、試算をいたしますと、歳入の補正予算を計上しております７５４万１，０００円、また、３年後に置きましては、１，１３１万２，０００円、令和１５年度には２，５４５万２，０００円、現在の人工林面積、林業就業者数、人口に置きまして試算をしている状況でございます。歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の関係でございますけれども、森林整備対策推進事業補助金７０５万円を全額減額いたしまして、新たな補助制度ということで、緑豊かな森づくり事業補助金として１，０５９万７，０００円を計上してございます。事業の中身といたしましては、補助金として交付する森林整備の造林事業、除間伐事業、下刈り事業、これらに補助を行っていくというようなことで、従来の補助金より補助率を増加させて、所有者負担を軽減させるというような内容のものでございます。

今回、初年度というようなこともありまして、既存で実施している、そういった事業に対する補助というようなことでの取り組みでございますけれども、次年度以降におきましては、各自治体でも、現在いろいろとその譲与税を活用した事業というものは、検討をしているところだと思いますけれども、今、考えられるというものは、木材として商品価値を高めるための枝打ち事業ですとか、林道や作業道の補修整備、それから、植樹祭の開催経費に譲与税を活用した事業として取り組めるのではないかとということで考えられております。

また、単独の市町村だけではできない、近隣の市町村と統一といいますか、協力しながらというようなことになるかもしれませんが、担い手となります作業員への支援とか、そういったものも今後検討しなければならないのかなというふうに考えているところでございます。いずれにしましても、今後、各自治体での取り組みの状況なども分かってくるかと思しますので、それらを参考としまして、大空町としても、また取り組みの内容について検討してまいりたいと考えてございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。８番、齋藤議員。

◇齋藤議員 １点だけ確認させていただきたいと思っておりますけれども、７８ページ下段です。利子及び配当金とありますけれども、この中で９７８万１，０００円。今まで利子という形でこれだけ高額な金額を見たことないんですけども、この内容、具体的なことを聞きたいと思います。

◇議 長 平田会計管理者。

◇会計管理者 齋藤議員の御質問にお答えを申し上げます。まず私のほうからは、減債基金利子９２５万９，０００円の内容につきまして御答弁をさせていただきますと思います。

昨日の一般質問でも町長のほうから、一部御答弁がありまして、重複する部分があったら御容赦いただきたいと思いますのですが、減債基金につきましては、４月１２日に売却をさせていただいておりますが、３億４，４２５万円の元本に際しまして、額面単価１００円に対し１０３円３０銭で売却をしております。

したがしまして、保有元本に対しましての売却収益といたしまして、1,075万5,000円でございます。また、売却後、元本の3億4,425万円とただいま申し上げました売却益1,075万5,000円を合わせまして、3億5,500万円余りを定期預金にて積み立て中でございますので、年間の利息相当分といたしまして36万3,000円を今回補正として計上させていただきます。あわせまして1,111万8,000円のうち、当初予算に計上されております185万9,000円を除きまして925万9,000円の増額補正という内訳でございます。私のほうからは以上でございます。

◇議 長 南部総務課長。

◇総務課長 それでは私のほうから同じ節の出資配当金でございますけども、これは先ほど説明しました網走地区森林組合に出資しております746万7,000円に対しまして、約7%の配当があったということで、この金額52万2,000円を計上しております。昨年と同じ50万円強の出資配当金をいただいているところでございます。以上です。

◇議 長 8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 昨日も同僚議員のほうで資産運用のことについては出ていましたけれども、私はなかなか低金利時代、また、地方交付税が減少する中で、こういうことは自分では必要なことなのかなと思っております。

ただ、原資があくまでも公金なので、あくまでも何か要綱でもつくって進めてもらったほうがいいのかなと。そういう感じで思っています。どうでしょう。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この関係については、昨日の一般質問に御答弁を申し上げました。それぞれ皆さん方、思いはいろいろかと思っておりますけれども、こういう問題については、おおむねのと言いまししょうか、おおよその理解、信頼関係がなければならぬものと思っております。今回は一旦解約と言いまししょうか、途中で満期前に売却をして一般会計に歳入として予算化をいたしましたけれども、今後のあり方については、内部でいろいろな御意見を踏まえて、十分検討した後に対応していきたいと、そのように考えております。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第38号

◇議 長 日程第15、議案第38号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書99ページでございます。議案第38号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億649万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和元年6月19日提出、大空町長、山下英二。

議案書101ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款、国民健康保険税から1,770万円を減額。2款、道支出金に65万7,000円を追加。4款、繰入金から44万2,000円を減額。5款、繰越金に1,576万8,000円を追加し、歳入合計は171万7,000円を減額し、12億649万6,000円とするものです。

102ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費に65万7,000円を追加。5款、財政調整基金費に854万7,000円を追加。6款、国民健康保険事業費納付金から1,092万1,000円を減額し、歳出合計は171万7,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明申し上げますので108、109ページをお開き願います。

1款1項1目、総務一般事務費の13節、国保システム改修委託料に65万7,000円の追加は、国の制度改正に基づく旧被扶養者減免システムの改修による追加でございます。

5款1項1目、国民健康保険基金積立金の25節、国民健康保険基金積立金に854万7,000円の追加は、前年度の道補助金等の増加によるもので繰越金が増えたことに伴い、基金に積み立てるものでございます。

6款1項1目19節、一般被保険者納付金医療給付費分から267万円の減額。

2目19節、退職被保険者納付金医療給付費分から77万4,000円の減額。

2項1目19節、一般被保険者納付金後期高齢者支援金等分から292万8,000円の減額。

2目19節、退職被保険者納付金後期高齢者支援金等分から33万1,000円の減額。

3項1目19節、被保険者納付金介護分から421万8,000円の減額は、

いずれも国民健康保険事業費納付金の決定に基づき減額するものです。

続きまして歳入の説明を申し上げますので、１０６、１０７ページをお開き願います。

１款１項１目１節、一般被保険者医療給付費現年課税分に８３万４，０００円の追加。２節、一般被保険者介護納付金現年課税分から６７８万７，０００円の減額。３節、一般被保険者後期高齢者支援金現年課税分から１，１７４万７，０００円の減額は、本年４月現在の国民健康保険加入者をもとに、最新の住民税の情報により試算し、さらに軽減基準額の改正及び先ほど議案第３４号で承認をいただきました改正後の税率及び限度額により試算した結果に基づき、減額するものです。

２款２項１目１節、特別交付金に６５万７，０００円の追加は、歳出の国保システム改修委託料を追加したことに伴うものでございます。

４款１項１目１節、一般会計繰入金から４４万２，０００円の減額は、軽減判定所得額の改正により算出した結果、一般会計からの保険基盤安定制度分の繰入金の額が減額となったことに伴うものでございます。

５款１項１目１節、前年度繰越金に１，５７６万８，０００円の追加は、前年度の繰越金を計上するものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げましたので、御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３８号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第３８号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第３９号

◇議 長 日程第１６、議案第３９号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書１１１ページをお開きください。議案第３９号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）。令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,911万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,213万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和元年6月19日提出、大空町長、山下英二。

議案書113ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

4款、支払基金交付金に17万7,000円を追加。7款、繰入金から682万7,000円を減額。8款、繰越金に2,576万4,000円を追加。歳入合計は1,911万4,000円を追加し、8億2,213万9,000円とするものです。

114ページをお開きください。歳出です。

4款、基金積立金に377万9,000円を追加。5款、諸支出金に1,533万5,000円を追加。歳出合計は1,911万4,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出から説明いたしますので、120、121ページをお開きください。今回の補正は、平成30年度の介護保険料賦課の際、所得段階区分を誤って算定をし、保険料を多く徴収してしまった方に対し、保険料を還付する予算、また、平成30年度の介護給付費確定に伴う国や道支払基金等の過不足の精算を行うための予算を補正するものであります。

それでは歳出です。4款1項1目、介護保険基金積立金、25節、377万9,000円の追加は、今回の補正予算の財源調整として追加するものです。

5款1項1目23節、第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金に50万円の追加は、賦課誤りにより、多く徴収してしまった保険料を還付するものであります。

同じく2目、償還金、23節、償還金利子及び割引料の前年度一般会計繰入金返還金に444万2,000円。前年度介護給付費国庫負担金返還金に535万4,000円。同じく道負担金返還金に387万8,000円。前年度地域支援事業国庫交付金返還金に60万2,000円。同じく道交付金返還金に34万円。同じく支払基金交付金返還金に21万9,000円の追加は、前年度の介護給付費確定に伴い、多く収入された分をそれぞれ返還するものであります。

続いて、歳入の説明を申し上げます。118、119ページをお開きください。

4款1項1目、介護給付費交付金、2節、過年度介護給付費交付金に17万7,000円の追加は、前年度の介護給付費確定に伴い、収入が不足していた分が支払基金から交付されるものであります。

7款2項1目1節、介護保険基金繰入金から682万7,000円の減額は、今回の補正の財源調整のため基金からの繰り入れを減額するものです。

8款1項1目、繰越金、1節、前年度繰越金に2,576万4,000円の追

加は、前年度の繰越金を計上するものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 39 号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 40 号

◇議 長 日程第 17、議案第 40 号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 123 ページでございます。議案第 40 号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 152 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 7,321 万 2,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和元年 6 月 19 日提出、大空町長、山下英二。

125 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2 款、繰入金から 316 万 2,000 円を減額。3 款、繰越金に 469 万 1,000 円を追加。歳入合計は 152 万 9,000 円を追加し、2 億 7,321 万 2,000 円とするものです。

126 ページをお開き願います。歳出です。

1 款、総務費に 152 万 9,000 円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、132 ページ、133 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目、職員給与等の 2 節、給料に 18 万 6,000 円。3 節、職員手

当等に１０４万６，０００円。４節、共済費に２５万８，０００円。１９節、負担金補助及び交付金に３万９，０００円をそれぞれ追加しております。４月１日付け人事異動による対象職員の変更によるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、１３０ページ、１３１ページをお開き願います。

２款１項１目１節、一般会計繰入金から３１６万２，０００円を減額しております。補正予算の財源調整のため変更するものです。

３款１項１目１節、前年度繰越金に４６９万１，０００円を追加しております。平成３０年度からの繰越金が確定したことによる変更でございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４０号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４０号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 発議第４号

◇議 長 日程第１８、発議第４号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。８番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側議案書１ページをお開きください。発議第４号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について。このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出する。令和元年６月２０日提出、大空町議会議員、齋藤宏司、松岡克美。

３ページでございます。この規約の変更については、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合、北空知葬斎組合から、解散、脱退届が出されたことにより、組合規約の変更が必要になったものであります。

参考資料で説明申し上げます。参考資料１ページをお開きください。北海道町村議会議員公務災害補償等組合は北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために設立された一部事務組合であります。新旧対照表の別表第１の池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境

複合事務組合、北空知葬斎組合を削り、変更するものであります。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条の第1項の規定によりまして、総務大臣の許可の日から施行することになっております。以上、説明申し上げますので、よろしく御審議ください。以上よろしく願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第4号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第5号

◇議 長 日程第19、発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。6番、沢出好雄議員。

◇沢出議員 議会側議案書5ページをお開きください。発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書。このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和元年6月20日提出、大空町議会議員、沢出、上地、松田、品田、三條の各議員であります。

7ページをお開きください。この要望の内容であります。昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところでありますが、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することになります。

引き続き、過疎地域に対して、総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、維持することが重要であることから、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。

提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣宛てでございます。

以上、御説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 総論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書を採択します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第5号、新たな過疎対策法の
制定に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第6号

◇議 長 日程第20、発議第6号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を
守る要望意見書を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。5
番、原本哲己委員。

◇原本議員 議会側議案書9ページをお開きください。発議第6号、日米貿易協定
交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書。このことについて、大空町議会会
議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和元年6月20日提出。
大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員であります。

11ページでございます。この要望の内容であります。日米貿易協定交渉が
4月より開始され、日本政府は過去の経済連携協定の内容が最大限とする日米共
同声明に沿って交渉するとしていますが、早期妥協に向け、米国からの要求が強
まることが危惧されています。このまま米国の強硬な要求に屈すれば、日本の農
業及び関連産業や地域経済、社会が甚大な影響をこうむることになり、我が国の
食糧主権を形骸化し、国内農業・農村の崩壊につながる危険性があります。この
ことから、記以降について強く要望するものであります。

記、1、国民への安全で安心な食料を安定的に供給する観点から、我が国の食
糧主権と食料安全保障を守ることが基本に、交渉内容の丁寧な情報提供を行い、
国民合意がないまま交渉を拙速に妥結しないこと。

2、農業者の不安を払拭するため、国内の農業・農村を潰しかねない米国の強
硬な要求に屈することなく、重要農畜産物の関税削減・撤廃及び輸入枠拡大など
は断じて受け入れないこと。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済再生担当大臣、農林水
産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いしま
す。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第6号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 報告第3号

◇議 長 日程第21、報告第3号、債権の放棄についてを議題とします。山下町長から、お手元に配付しているとおり、債権の放棄の報告がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。田中住民課長。

◇住民課長 議会提出議案書13ページの報告第3号でございます。平成30年度の債権の放棄につきまして、大空町債権管理条例第17条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

議案書15ページは、令和元年5月8日付けで、町長から議長に提出いたしました公文書でございます。内容につきましては、一覧表で御説明させていただきますので、議案書17ページをお開き願います。

平成30年度債権放棄一覧表です。平成30年度の債権放棄件数は1件でございます。表の左から番号、1。債権の名称、水道料。放棄の金額、3万7,290円。放棄年月日、平成31年3月31日。放棄の事由、大空町債権管理条例第17条第1項第2号に該当。債務者の破産で徴収の見込みなし。債務者数は1名でございます。

当該債務者は、平成26年度から29年度にかけての水道料、計3万7,290円を滞納しており、この間、督促状送付のほか、電話催促や訪問、面談等を実施していましたが、平成30年10月に破産手続が開始され、破産法第253条第1項の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につき、その責任を免れたものでございます。

以上、報告第3号、債権の放棄についての御報告とさせていただきます。

◇議 長 これで債権の放棄については終わります。

◎日程第22 報告第4号

◇議 長 日程第22、報告第4号、平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。山下町長から、お手元に配付しているとおり、平成30年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 19ページ、報告第4号、平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告について。この繰越明許費につきましては、地方自治法の規定により翌年度に繰

り越して使用する歳出予算であり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

21ページは、6月3日付けの町長から議長への送付文でございます。

23ページをお開き願います。平成30年度大空町一般会計繰越明許費繰越計算書です。平成30年度内に事業が完了しないため繰越明許費として議決をいただいた事業でございます。

6款1項、古梅地区基幹水利施設管理事業は、移動式散水施設の修繕の入札不調に伴う設計内容の見直し日数が増加したことから、特殊部品の製造、取り付け等が年度内に完了しないため、462万2,000円を繰り越したところです。財源の内訳は、国道支出金250万1,000円。一般財源212万1,000円となっています。

以上、一般会計における平成30年度から令和元年度へ繰り越した事業内容の報告とさせていただきます。

◇議長 これで平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第23 報告第5号

◇議長 日程第23、報告第5号、平成30年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。山下町長から、お手元に配付しているとおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。藤田産業課長。

◇産業課長 議会提出議案書25ページの報告第5号でございます。平成30年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

資料につきましては別冊で配付しております一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況を説明する書類をご覧ください。

1ページをご覧ください。平成30年事業報告書でございます。中段になりますが、めまんべつ産業開発公社が実施しております目的を達成するための主な事業は、1、産業開発に関する事業。2、地場産品の販路開拓に関する事業。3、公共施設の維持管理等に関する事業。4、その他この法人の目的を達成するために必要な事業であります。

2ページをご覧ください。事業の内容につきましては、5つの区分となっております。初めにローマ数字Ⅰ、一般会計事業の状況でございます。事業としましては、地場産品を活用した試作研究開発、販路拡大・イメージ商品の開発などを実施しております。1の試作研究開発事業では、町内で生産されましたトマト、ニンジン、野菜を使ったジュースや煮豆の試作研究、トマトジャムをはじめ、町内の野菜を使ったドレッシングの試作研究、しじみ関連商品の試作研究、商品化などを行っております。2の情報調査収集事業における販路拡大とイメージ開発事業では、販路開拓のため企業訪問や物産販売の実施、雑誌をはじめとする広告

媒体への商品PR広告や記事の提供、各イベントへの出店による特産品販売と商品PR、東藻琴高校と連携したYahoo!ショップの開店やネットショップ店への商品提供などを行っております。

次に3ページから4ページに記載しておりますローマ数字Ⅱ、環境整備事業の状況でございます。事業としましては、公共施設の管理を受託しております。公共施設等管理事業、女満別空港消防業務の空港環境整備事業、女満別空港駐車場管理事業、自動車テストコース整備の産業開発整備事業の4事業を実施しております。1の公共施設等管理事業は、各学校等の施設管理業務や給食調理業務、地場産品開発販売促進業務、ウインターフィールド運営業務など8つの業務を行っております。3の女満別空港駐車場管理事業では、空港利用者の利便の向上に努めており、4ページになりますが、上段の駐車料金収入集計の表では、合計のところで前年比が104.1%と増加している状況にあります。

下段のローマ数字Ⅲ、特産品収益事業の状況でございます。

5ページにかけまして記載しております。事業としましては、農産加工商品の製造販売、地場産品の販売に関わる収益事業でございます。公社では、研究開発をした農産加工商品の製造販売のほか、地場産の特産品、農産物などの販売を行い、消費者ニーズに合った品ぞろえを目指した店舗運営に努めております。また、メルヘン観光交流センターのキッチンほのかでは、地場産食材の消費拡大や食材のPRにも努めているところであります。2の地場産品提供事業の表になりますが、アンテナショップほのかの来店人数は、前年比97.4%と減少しましたが、売上金額では111.6%と増加しております。また、女満別空港内のアンテナショップほのか空港店では、売上金が前年比で106.9%、メルヘン観光交流センター内のキッチンほのかでは110.9%とそれぞれ増加している状況にあります。

6ページをご覧ください。ローマ数字Ⅳ、指定管理運営事業Ⅰの状況でございます。事業としましては、町より受託しておりますメルヘン公園の指定管理事業でございます。管理施設は、メルヘンカルチャーセンター、多目的広場、新規就農者技術習得管理施設、温室、体験農場、駐車場ほかとなっております。

6の業務実績になりますが、施設管理にあつては、光熱水費の節約と新型インフルエンザやノロウイルス等の病原菌による疾病の蔓延防止を図るため、施設内の衛生対策に努めております。栽培温室では、アスパラ、わさび、ブロッコリーや花苗の栽培を行い、体験圃場では、緑肥作物の試験栽培や女満別高校生の栽培実習用として圃場の提供も行っているところであります。また、屋内の多目的広場でのイベントや道の駅まつりなど屋外での物販にも大勢の人が来場し、賑わいを見せているところであります。7の利用実績の表になりますが、右下のメルヘン公園全体における前年比では、利用件数が98.2%となっておりますが、利用者数では125.9%と前年を上回った結果となっております。

7ページをご覧ください。ローマ数字Ⅴ、指定管理運営事業Ⅱの状況でございます。事業といたしましては、町より受託しておりますひがしもこと乳酪館の指

定管理事業でございます。乳酪館は地場で生産される牛乳を活用して、乳製品の開発、製造、体験等を通じた都市と農村交流を行う施設として利用者へのサービスの向上に努め、利用しやすい施設運営を行っております。

5の業務実績になりますが、施設管理にあつては、光熱水費などの節約と乳製品の販路拡大に努めております。北海道や関東のふるさと会と商品の取り扱いは、重要な取引先として継続できるよう進めており、大空町ふるさと応援寄附金の贈り物として、チーズの取り扱いが伸びており、今後にも期待できるところであります。また、東藻琴高校と連携した東高マルシェや近隣市町のイベント、札幌オータムフェスタ等で商品販売とPRに努めております。毎年開催しておりますチーズとワインの夕べ好評をいただいているところでございます。

6の販売収入実績の表になりますが、30年度の入館者は、前年比96.4%、乳製品等販売収入は147万4,000円減の約7,186万9,000円で98%となっております。

10ページから18ページには、一般会計、各特別会計5会計の決算関係の総括表を掲載しております。平成30年度めまんべつ産業開発公社全体の収支につきましては、11ページの正味財産増減計算書をご覧ください。ローマ数字Ⅰ、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(2)経常費用、当期経常増減額の当年度は、957万3,264円で黒字決算となっております。2、経常外増減の部、(2)経常外費用、雑損失の当年度は、1万1,384円ありますので、表の下段のローマ数字Ⅲ、正味財産期末残高の当年度は、前年度比956万1,880円増加の1億2,748万1,254円となっております。

22ページから40ページには平成31年度の事業計画書、収支予算書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。以上、めまんべつ産業開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

◇議長 これでは平成30年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第24 報告第6号

◇議長 日程第24、報告第6号、平成30年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。山下町長から、お手元に配付しているとおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。作田地域振興課長。

◇地域振興課長 議会提出議案書の27ページをお開き願ひます。報告第6号でございます。平成30年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

資料はお配りしております株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況を説明する書類の1ページから13ページでございます。

初めに1ページをお開き願ひます。事業報告について報告をしております。

2ページには芝桜開花期の入園者の状況、キャンプ場、釣り堀、ゴーカート、

遊覧車、温浴施設の利用状況並びにイチゴハウスの販売額等につきまして報告されております。

平成30年の芝桜開花期の入園者数につきましては、8万1,556人で前年度比107.1%、7.1%の増加となっております。入園者の増加の要因といたしましては、平成30年度は、春の雪解けも順調に進み、当初から芝桜の開花状況も良好で、5月1日に開花宣言を行い、料金を徴収することができました。5月3日の芝桜まつりのオープニングはあいにくの雨天となりましたが、その後の芝桜まつり期間中は比較的好天に恵まれ、5月16日には満開宣言を行いました。芝桜まつりのイベントを催し、来園者の多い週末の天候は安定していましたので、入園者の伸びにつながり、また、芝桜の開花期間が34日間と29年度より5日間長くなったことから、入園者数が前年度より5,391人増加となった要因ではないかと思っております。個人客につきましては5万3,114人で前年度比11.7%の増、団体客につきましては2万8,442人で前年度比0.6%の微減となっております。また、近年進めておりますインバウンド、外国からの旅行者へのプロモーション活動により、外国人客も年々増加傾向にありまして、昨年につきましては1万1,311人と前年度比9.6%、995人の増加となっております。

次に3ページから10ページの収支決算の状況でございますが、売上げの53%以上を占めております入園料は、前年度より17.7%の増収となりました。入園者数が前年度より増加したこと、諸経費の削減に努め、老朽化して危険な施設などの修繕を行い、安全確保を図り、また、環境美化、芝桜の維持更新などを実施し、単年度収支では5ページ下段、ローマ数字のⅣになりますが、記載のとおり109万2,530円の純利益となり、平成29年度の繰越利益と合わせますと平成30年度末の繰越利益余剰金は7ページ中段に記載のとおり、1,199万2,740円となっております。当期末の利益余剰金につきましては、次期に繰り越すこととなっております。

次に11ページから12ページの平成31年度の事業計画でございますが、例年同様に芝桜公園、遊覧車、ゴーカート、釣り堀、売店、食堂、キャンプ場、温浴施設を中心として営業することになっております。日本の人口減少により国内旅行市場にも陰りが見えてきているため、これからは、訪日外国人旅行者を対象にしたマーケティング及び受け入れ体制の強化を図ることが急務です。国の観光立国推進基本計画では観光ビジョンの目標年次や東京オリンピック、パラリンピックの開催を踏まえ、計画期間を2020年度までとし、拡大する社会の観光需要を取り込み、世界が訪れたい観光先進国日本への飛躍を図るものとして、観光立国の実現に関する目標を2020年度には、訪日外国人旅行者数を4,000万人、訪日外国人の旅行者の消費額を8兆円としております。今後も本州の各都市圏や札幌方面の各旅行者へのPRや日帰りで来園できる近隣のお客様への魅力発信の広告、チラシやラジオなどのプロモーション活動、さらにSNSなどでインスタ映えする色鮮やかな芝桜の画像が世界発信されるよう宣伝してまいり

たいと存じます。また、引き続き芝桜公園の生命線である雑草の撲滅とブロックごとの芝桜の計画的な更新や植栽方法による魅力ある企画構成を図り、お客様に愛される芝桜公園を目指し、町民の貴重な財産をきめ細かく維持管理していくこととしております。

平成31年度の収支計画につきましては、13ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

なお、本年度、芝桜まつりにつきましては、先日すでに終了しておりますので、参考までに、6月11日現在の入園者数等について御報告させていただきます。

6月11日現在の入園者数は7万1,229人、前年度比12.7%の減となっております。入園料収入につきましては2,866万750円、前年度比16.6%の減収となっております。

以上で平成30年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についての御報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成30年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第25 報告第7号

◇議 長 日程第25、報告第7号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第7号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告申し上げます。検査の対象となった月は平成31年2月分から平成31年4月分までであります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、2月分につきましては3月の19日、3月分につきましては4月22日、4月分につきましては5月の21日、松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 令和元年第2回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと存じます。この定例会には専決処分、また、財産の取得、契約の締結条例の制定と改正、補正予算など多くの案件について御審議をいただき、御決定をいただきましたことに御礼を申し上げたいと思います。

昭和35年の2月9日、私の誕生日でありますけれども、私は今の場所に建っ

ている当時の女満別の町立の国保病院で生まれました。その後、昭和44年の12月の25日、朝、おなかが痛いということで、その病院に行きました。前日の夜からおなかが痛くなったということで、家族が連れていってくれたわけでありますがけれども、ちょうどおなかが痛いと言って診察台で横になっているときに、男性の人がその部屋に入ってきて、看護師の皆さんに大変お世話になりましたと言って去られていきました。後で聞きますと、当時の国保病院の外科の先生だったようでございます。そんなことから、私はそこでは診療ができないということで、美幌の国保病院に移りまして、診断を受けまして、急性虫垂炎ということで、その日の夕方、手術を受けて入院をしたところであります。

あとで大人になってと言いましょうか、知りましたけれども、その翌年の春、45年の3月31日をもって町立女満別国保病院は閉鎖となっております。その後、民間病院として、現在につながってきていると思っております。

これまで長佐古先生、幡先生、曾我先生、前田先生、服部先生、そして加藤先生。大勢の医師の方々、関係者の皆さんにお世話になってまいりました。その中で、外科病棟の建設でありますとか、また、現在の建物への新築、町も助成をしながら今日に至っております。

そんな中で、個人病院から法人化へ、さらには、大空町となって以降、東藻琴の診療所の指定管理というものも受けていただいております、この間の関係者の皆さん方に大変お世話になりながら、この地域の医療を支えていただいている状況でございます。近年この医療をめぐる状況、法律の改正、制度の改正、さらには農村部、私どものような過疎地域の人口の減少とそういう中であって、医療従事者の確保というものが大変難しくなっております、さらに経営という面からも厳しい状況が伝えられてございます。

先ほど言いましたように従来は建設費において支援をしてきた、そういう時代がございました。現在は、町は救急医療に係る一部に交付税措置を受けながら、さらには過疎債のソフト事業枠を活用いたしまして支援を行っている状況でございます。しかし、現在ありますのは民間の病院でございます。民間であるがゆえに抜本的な交付税措置というものがございません。また、ハード面での過疎債の道というものも閉ざされている状況にあります。こういったことに対しまして、国に対し医療計画に基づき地域が支援する病院というものは公共的病院に位置づけていただき、交付税、起債の対象にしてほしいと要請を行っているわけでありますがけれども、現在認められていない状況でございます。

そんな中で、今回お認めをいただきました関係につきまして、現時点では最善の方策ではないかと思ひ今回御提案とさせていただいたところでもございます。いずれにいたしましても、この地域から医療がなくてはなりません。今後も地域医療しっかりと守るために努力をしてまいりたいと思っております。その決意を御報告申し上げまして、御礼に代えさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

◇議 長 これで令和元年第2回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさ

までした。

(閉会 午後 2 時 2 6 分)